

編注一

本報告書は、本件会議のわが方委員である河合（博之）駐ポーランド公使および津島（寿一）海外駐劄財務官が、昭和七年十一月三十日付で内田（康哉）外務大臣に提出したものである。

編注二

本報告書原本には、付属書は添付されていない。

二 ロンドン国際経済会議

2 「経済財政会議準備委員会第一二次会合報告」

經濟財政會議準備委員會第二次會合報告_(編注二)

経済財政会議準備委員会第二次会合報告

目 次

総 説

第一章 第二次会合ニ至ル迄ノ経過概要

第二章 第二次会合総会

第一節 経過概要

第二節 議事手続ト準備委員会ノ任務ニ関スル討議

第三節 一般討議

第三章 財政分科会

第一節 小委員会等ノ設置ト経過概要

第二節 第一小委員会（通貨並信用政策及物価ニ関スル）

第三節 第二小委員会（為替制限及資本移動ニ関スル）

第四節 財政問題ニ関スル議題並説明書ノ成立

第四章 経済分科会

第一節 経済問題ニ関スル議題並説明書作成ノ方針

第二節 経済問題ニ関スル議題並説明書ノ成立ト重要問題ニ関スル諸委員ノ意見

第五章 関係文書ノ完成ト最終総会

附属書 目(編注二) 次

- 第一号 組織委員会議長ヨリ準備委員会議長宛書簡
- 第二号 公共事業ニ関スル特別委員会報告
- 第三号 「ブレビッシュ」氏「ノート」
- 第四号 「ポッセ」氏「ノート」
- 第五号 「バランスキ」氏「ノート」
- 第六号 國際炭鉱夫聯合ノ提案
- 第七号 「サー・フレデリック リースロス」氏「ノート」
- 第八号 「フランキ」氏「ノート」

総 説

經濟財政會議準備委員会ハ一九三三年一月九日ヨリ國際聯盟本部ニ第二次会合ヲ催シ先ツ議長(トリップ氏)ヨリ第一次会合後ノ経過ヲ報告シ次デ準備委員会ノ任務ニ関スル意見交換ヲ為シ更ニ同日午後ヨリ翌十日ニ亘リ一般的討議ヲ了シタル後財政經濟両分科会ニ分レ財政分科会ハ更ニ議事促進ノ便宜上通貨並信用政策及物価ニ関スル小委員会ト為替制限及資本移動ニ關スル小委員会トニ分レ慎重審議ノ結果財政及經濟両分科会ハ各分担ノ事項ニ關シテ議題並説明書ノ作成ヲ了シ之ヲ一括シテ第二部トシ第一部トシテ前文及會議ノ一般的計劃ヲ概説シタルモノ及議題ヲ附シ關係文書ヲ完成シタルヲ以テ一月十九日午後ノ總会ニ於テ之ヲ採択シテ聯盟理事会ノ組織委員会議長ニ提出シ茲ニ第二次会合ヲ終レリ尚準備委員会ノ今後ノ任務ニ付テハ何等會議ニ於テ問題トナラズ特別ノ必要生ゼザル限り再ビ会合スルコトナカルベシト推察セラル。尚又經濟財政會議開催ノ時期ニ付テハ準備委員会トシテハ何等具体的ノ提案ヲ為サズ組織委員会ニ於テ政治的事情ヲ考慮シテ適宜決定セラルベキ事柄ニ属スベキヲ以テナリ唯準備委員会ハ其説明書中ニ於テ戰債解決見極メ付クニアラザレバ會議ヲ開催スルモ所期ノ目的ヲ達シ難カルベキ旨ヲ記述セルハ會議ノ時期決定上考慮セラルベキ事項ヲ指摘シタルモノト謂フベシ何レニスルモ本會議開催迄ニハ相當ノ期間アルベク其期間ヲ利用シ各國政府共準備委員会ノ作成提出セル議題並説明書等ヲ基礎トシ會議ノ対策ヲ講究シ尚各國間ニ予備的交渉ヲ為スニ至ルベキ處準備委員会第二次会合ノ空氣ニ察シ英政府ノ會議開催ニ付シ熱心ナルハ勿論米国委員ノ態度ニ徵シ米国ノ次期政府モ此會議ヲ相當重要視シ世界經濟ノ不況打開ノ対策ヲ樹立セントスルノ意嚮顯著ニシテ爾余ノ參加國亦同様ノ態度ヲ示セリ依テ本邦政府ニ於テモ正式會議並予備交渉ニ付スル対策ヲ講究準備スルコト必要ナルベシ而シテ會議採択ノ關係文書ハ第六章ニ(編注二)掲記セル處右ハ組織委員会議長ノ手ヲ經テ正式ニ本邦政府ニモ送付サルベク經濟財政會議並予備交渉ニ於テ問題トナルベキ点及之ガ説明ヲ網羅シ居ルモ準備

委員会ノ総意ニシテ諸員独自ノ立場ヲ示スモノニアラザル形式ヲ採リ居ル処各種ノ事項ニ付必ズシモ諸員同一程度ノ重要性ヲ附与セルモノト云フヲ得ズ各自ノ意嚮ニ於テ大小輕重ノ差異ヲ有セルアリ右ハ本説明書作成ニ至ル迄ノ経過ニ依り始メテ知悉シ得ベキ点ナリ

依テ以下今次会合ノ経過並結果ヲ概述セントス

第一章 第二次会合ニ至ル迄ノ経過概要

一、經濟財政會議準備委員会ハ一九三二年十月三十一日ヨリ十一月七日ニ至ル間國際聯盟本部ニ会合審議ヲ重ネタルガ委員会ハ當時四開ノ情勢ニ察シ一般的予備的意見交換ニ止メ財政經濟両分科(会次)ノ審議ノ結果ヲ記述セル「ノート」ヲ作成シ聯盟理事会ノ組織委員会議長ニ之ヲ提出スルト同時ニ各自国政府ニ之ヲ報告シタル上更ニ第二次会合ヲ開クコト、シテ一應休会シタル次第ハ第一次会合報告ニ於テ述べタル處ノ如シ。而シテ右ノ「ノート」ヲ接受シタル組織委員会ハ十一月二十二日会合ヲ開キ一九三三年一月二十三日ヨリ開催サルベキ理事会ノ機会ニ組織委員会ヲ開催シ其際準備委員会ノ決定すべき確定的議題並説明書ヲ受領シ之ヲ検討セル上經濟財政會議開催期日ヲ決定スルト共ニ議題並説明書ヲ會議ニ参加スベキ各国ニ送付スル様取計ヒ度ニ付準備委員会ハ右期日迄ニ議題並説明書ヲ決定スル様措置方決定シ組織委員会議長ヨリ其趣旨ヲ準備委員会議長ニ申越シタル結果（附屬書第一号）準備委員会ハ一九三三年一月九日ヨリ聯盟本部ニ第二次会合ヲ開催スルコト、ナリタリ

二、第二次会合ニ於ケル準備委員会ノ組織ハ大体第一次会合ノ夫ト同様ナルヲ以テ（第一次会合報告第一章参照）説明ヲ繰返サドモ新ニ支那委員及印度委員ノ参加ヲ見ルコト、ナリ又國際労働事務局側委員ニ多少ノ変更ヲ見ルコト、ナリタルヲ以テ其経緯ヲ略述スベシ

(イ) 一九三二年十一月二十二日ノ組織委員会ニ於テ米国代表「ノルマンデウイス」氏ヨリ準備委員会第二次会合ニ於テハ銀問題ノ討議ヲ見ルベキ處右討議ニ当リテハ銀消費國タル支那ノ代表ヲ参加セシムルコトニ決定シ之ニ基キ一九三二年十一月二十四日國際聯盟副事務總長「アヴノール」氏ヨリ支那委員ノ參加協力ニ關シ本邦両委員ニ對シテモ同意ヲ求メ來リタルガ本邦委員トシテハ前記組織委員会決定ノ次第モアリ異議ヲ唱フベキ理由ナシト思考シタルヲ以テ之ニ同意ノ旨回答スルト同時ニ支那委員ハ銀問題ノ討議ニノミ参加スルモノト諒解スル旨附言セリ然ル処十二月十三日ニ至リ組織委員会米国代表「ノルマンデウイス」氏ヨリ國際聯盟帝國事務局ニ對シ「他國委員ハ何レモ支那委員ノ無条件參加ヲ應諾シ居リ日本委員ノミ条件ヲ附シ居ル處其条件ノ取扱振ニ付關係方面ニテ問題トナリ居ル次第ニテ英國外相「サイモン」氏ノ意嚮ヲ徵シタルガ同外相モ折角支那委員ヲ招請スル以上無条件ニテ參加セシムルコト、ナサマルベカラズトノ事ナルガ提案者タル自分トシテモ之ト同感ニテ遙々遠方ヨリ渡来スル支那委員ニ對シ差別的待遇ヲ與フルハ面白カラズ又同委員ニ對シ一般討議ニ參加ヲ容認スルモ實際上銀問題以外ニ大シテ容喙スルコトアルマジト考ヘ居ル次第ニ付出來得レバ日本委員ニ於テ条件ヲ撤回セラル、コト出來間敷キヤ」トノ申出アリ組織委員会ニ於テハ此点ハ明確ナラザリシモ別ニ支那委員ノ參加ヲ銀問題ノ討議ノミニ限定スル趣旨ニアラザル趣ナリシヲ以テ帝國事務局長ヨリ他國委員一同ガ支那委員ノ無条件參加ヲ承認スルニ於テハ本邦側ニ於テモ之ニ同意スベキ旨回答セリ支那委員ノ第二次会合參加ニ關シテハ以上ノ如キ経緯アリタルガ第二次会合開カレタルニ際シテ銀問題専門家タル支那委員ハ遂ニ來着セズ在丁抹支那公使羅忠詒氏「オブザーバー」トシテ出席シタルニ止マリタリ

(ロ) 十二月二十七日ニ至リ聯盟「アヴノール」氏ヨリ英國外相「サイモン」氏ヨリ銀問題討議ノ為印度政府ニ對シ代表者任命方招請シ度キ旨申來レルヲ以テ本邦側ニ於テモ同意サレ度キ旨照会シ來リタルガ既ニ支那委員參加ニ同意セル以上印度委員參加ニ不同意ヲ唱フル理由ナキモノト認メ他國委員ニ於テ異議ナキニ於テハ本邦委員トシテ異存ナキ旨回

答セリ

而シテ印度政府代表「サー セシルキッショ」氏 (India Office 財政顧問) 一月九日ヨリ準備委員会ニ参加セリ

(ハ) 国際労働事務局ハ第二次会合ニ当リ其委員ノ代理トシテ左記三名ヲ指名シ必要ニ応ジ之ヲ出席参加セシムル旨準備委員会ニ申出デタリ

政府側代表ワイゲルト氏代理リデル氏 (国籍加奈陀)

雇主側代表エルステッド氏代理チヤールスザウト氏 (国籍瑞西)

被傭者側代表デューオー氏代理シユルフ氏 (国籍瑞西)

附記 右ノ外準備委員会委員ハ第一次会合當時ト異動ナカリシガ第一回会合ニ於テ出席セザリシ亞爾然丁委員プレビッシュ (Prebisch) 氏 (国際聯盟理事会ノ任命セル經濟専門家ナリ) 今回会合ニ於テ出席セリ尚英國委員フイリップス氏ハ一九三三年一月一日 K. C. M. G. ニ叙勲セラレサー・フレデリック フィリップス (Sir Frederick Phillips) ト呼称セラル、ニ至レリ

第二章 第二次会合総会

第一節 経過概要

準備委員会第二次会合ハ一月九日午前十一時国際聯盟本部ニ第一回総会ヲ催シ先ツ議長 (トリップ氏) ヨリ第一次会合後ノ経過等ヲ報告シ次デ委員会ノ任務及議事手続等ヲ議シタル後九日午後ノ第一回総会ヨリ一般討議ヲ行ヒ諸委員ヨリ意見ヲ開陳シ先ツ「サー フレデリック、リースロス」氏 (英) ヨリ金本位運行ノ保障ナクシテ燥急ニ金本位ニ復帰スルコト能ハザルコトヲ述べ次ニ金本位復帰ノ条件トシテ(イ) 戰債賠償等政府間債務ノ解決(ロ) 通貨政策ニ関スル協定(ハ) 金融ノ建直及

(二) 各国ノ経済政策ノ実質的改訂ノ四点ヲ挙ゲ次デ「ウイリアムス氏」 (米) ハ第一次会合ノ際ニ比シ殆ド面目ヲ一新セル建設的態度ヲ以テ英國委員ノ挙ゲタル四点ヲ受諾スルノ用意アルコト及米国ハ行政部ノ更迭ニ依リ戰債解決ト関税低下ノ二点ヨリ経済財政會議ノ事業ニ貢献スルノ有望トナレルコト等ヲ述ブル所アリ「リスト」氏 (仮) ハ會議成功ノ為ニハ戰債問題ノ解決ヲ必要トスルコト準備委員会ハ問題ノ実質的討議ニ入ルヨリモ寧ロ端的ニ議題ヲ定ムルニ止ムベキコト物価ノ人為的引上ニハ反対ニシテ健全ナル物価騰貴ハ資本並貨物ノ移動自由回復ニ依ルベキコト及国際通貨資金設置案等ニ付述べ次デ十一日午前ノ第三回総会ニ於テハ「ポッセ」氏 (独) 「フォック」氏 (独) 「ウェネテューチェ」氏 (伊) 及「フランキ」氏 (白) ヨリ各其所見ヲ述べ又津島ハ今次会合ニ於テハ重要問題ノミヲ摘記論議スルヲ適當トスルコト通貨安定ノ時期、平価及態様等ハ各自決定スベキモノナルコト、金ノ再分配及金本位運行確保ノ必要及戰争直後ノ各国ノ金本位復帰ニ比シ今後ノ金本位復帰ハ遙ニ困難ナルベキコト等ニ付詳述シ「サー セシル キッショ」氏 (印) ヨリ印度ノ立場ヲ述ブル所アリタリ而シテ同日午後第四回総会ニ於テハ「ドニックル」氏 (洪) 「ムジー」氏 (瑞西) 「プレビッシュ」氏 (亞爾然) 「バランスキー」氏 (波) 「ヤーン」氏 (諾) 及「リチ」氏 (フィンランド) ヨリ各自國ノ立場ニ付意見ヲ述べ一般的討議ヲ了シタリ

第二節 議事手続ト準備委員会ノ任務ニ關スル討議

一、一月九日第一回総会ニ於テハ先ツ議長ヨリ第一次会合ニ出席シ得ザリン「プレビッシュ」氏 (亞爾然) 並支那専門家ノ到着ニ至ル迄「オブザーバー」ノ資格ニテ列席ノ羅忠詒氏ニ対シ歓迎ノ辞ヲ述べ次テ組織委員会議長「サー ジョーン サイモン」氏トノ照覆ノ結果準備委員会ノ第二次会合ヲ招集スルニ至リタル経過ヲ述べ且一月二十三日又ハ二十四日頃迄ニ準備委員会ノ任務タル議題並説明書ヲ作成スルノ要アル旨ヲ述ブル所アリタルガ (前掲第一章一参照) 議長ハ同時ニ「準備委員会ニシテ右期日迄ニ議題並説明書ノ作成ヲ完了セザルカ又ハ其ノ後ニ於テ議題ノ補充ヲ希望スルトス

ルモ組織委員会ハ差当リ第一次的議題配布ヲ遲延セシムベキ理由ヲ認メズ又準備委員会ガ其後再ビ会合ヲ催スコトニ反対スル理由ナシト信ズル」旨附言セル組織委員会議長ノ書翰ヲ引用シ兎ニ角準備委員会トシテハ議題及説明書ノ完成ニ努力スベク準備委員会ガ今後更ニ会合スベキヤノ問題ハ後日ノ決定ニ委ヌルヲ得ベシト思惟スル旨述ブル處アリタリ

二、次デ準備委員会ノ任務ノ範囲ニ関シ議長ハ十二月七日附組織委員会議長ヨリ自己並財政経済両分科会各委員長ノ受領

セル書翰内容ニ付委員会ニ報告シ之ニ対シ「デー」氏（米）及「ペネチエ」氏（伊）ヨリ意見ノ陳述アリ

(イ)即一九三二年十一月二十二日ノ組織委員会ニ於テ米国代表「ノルマン・デヴィス」氏ヨリ専門家トノ談話ニ依リ第一
次会合ニ於テハ厄介ナル政治問題ヲ包含スルノ故ヲ以テ議題作成ニ付一致スルコト困難ナリシトノ印象ヲ得タルガ右
ハ一部分ハ諸政府ノ政策ニ依ルモノアリト考フルガ故ニ準備委員会議長書翰ニ対スル組織委員会議長ノ回答中ニ「吾
人ハ経済會議ノ議題作成ノ任務ヲ受ケタル準備委員会ニ領域ヲ侵スノ意思ハ毛頭無シ然レドモ経済會議ノ討議事項ニ
属スベキ諸問題ハ其政治的ニ解決困難ナルノ故ヲ以テ之ヲ議題ヨリ除外スベキモノニ非ズトノ吾人ノ見解ヲ記録ニ留
ムルヲ正当ト思量ス現下ノ深刻ナル不況ハ大部分過去ニ於ケル不健全ナル経済理論並通商政策ニ帰セザルベカラズ而
シテ之ガ真ノ輕減ハ斯ル政策ノ変更若ハ転回ヲ圖ル大胆ナル措置ニ依テノミ期待スルコトヲ得ヘシ而シテ之ニ必要ナ
ル決定ハ経済會議ニ於テ政治家ノ為スベキモノナリ」トノ一句ヲ挿入センコトヲ主張シタル事実アリ

(ロ)議長「トリップ」氏（国際決済銀行）ハ右ノ事実ヲ報告スルト共ニ此ノ結果準備委員会トシテハ経済財政會議ノ討議
事項以外ノ諸問題例ヘバ戦債ノ如キハ之ガ内容ニ亘リ検討スルノ權限ヲ有セズト考フルモ同時ニ組織委員会議長ノ書
翰（附属書第一号）ニ依レバ問題ガ經濟財政會議ノ討議事項中ニ属スル場合ニハ仮令之ヲ議題中ニ記載スル結果政治
上ノ困難ヲ惹起スルノ懼アルモノト雖モ議題ヨリ除外スベキモノニ非ルモノト考フル旨述ベタリ

(ハ)右トリップ議長ノ所見ニ対シ「デイ」氏（米）ハ「ノルマン・デヴィス」氏ガ組織委員会ニ於テ述べタルコトガ當時
新聞紙ニ於テ誤リ伝ヘラレ恰モ米国専門家ガ若干委員ノ態度ヲ非難シタルガ如キ印象ヲ与ヘ自分及「ウイリアムス」

氏（米）ハ迷惑ヲ感ジタルガ、右ハ全ク米国委員ノ所言ニ依ルモノニ非ズトシテ一言弁明シタル後準備委員会討議ノ
範囲ニ付テハ政府ノ明確ナル訓令ナキ場合ニ準備委員会トシテ如何ナル程度迄討議ヲ進メ得ベキカゞ問題ナル處、委
員会トシテ誤リヲ犯スモノトセバ寧口積極的具体的ニ討議シタリト云フ誤リヲ犯ス方可ナルベシ換言スレバ委員会ノ
任務トシテハ各自専門家トシテノ所見ヲ陳述スルニ在リ若シ専門家トシテ堅実ナル立場ヲ支持スルニ於テハ諸政府ヲ
シテ不況打開ノ提案ヲ受諾セシムルニ与ツテ力アルベク委員会ノ見解ハ相当重要視サルベシト思惟スト述ベ要スルニ
政府ヨリ特殊ノ制限拘束ヲ受ケ居ラザル限り如何ナル事項ニ付テモ広ク且自由ニ意見ヲ交換スベキモノナリトノ趣旨
ヲ開陳セリ右ハ第一回会合ニ於ケル米国委員ノ比較的消極態度ト異ルモノトシテ今次会合ニ一種ノ活気ヲ注入セリ
(イ)右ニ対シ「ヴェネデューチエ」氏（伊）ハ準備委員会ノ討議事項ニ制限ヲ附スベカラズ且政府ノ解決ニ資スル如キ問
題ハ之ヲ除外スベカラズトノ米国委員ノ見解ニ同感ナル旨表明セリ

三、次デ議事手続ニ関シ左ノ諸決定ヲ為セリ

(イ)公共事業ニ関スル小委員会報告（附属書第二号）ハ議長ノ提案ニ依リ財政分科会ニ附託方ヲ決定シ

(ロ)金融改善並物価水準問題ニ関シ客年四月国際労働事務局ノ提出セル決議ハ「サー・フレデリック・リースロス」氏（英）
ノ提案ニ依リ財政分科会ニ附託方決定セリ

(ハ)議長ノ提案ニ依リ「プレビッシュ」氏（亞爾然丁）提出ノ小麦問題ニ関スル「ノート」（附属書第三号）及「ポッセ
氏（独）提出ノ間接的保護手段並最惠國約款ニ関スル「ノート」（附属書第四号）ヲ経済分科会ニ附託スルコト及「バ
ランスキ」氏（波）提出ノ「ノート」（附属書第五号）ヲ準備委員会検討中考量スルコトニ決セリ
(イ)議長ノ提案ニ依リ国際炭鉱セル石炭ニ関スル国際協定案ヲ準備委員会ノ討議事項ニ加ヘラレタキ旨
一九三二年十二月十四日ノ決議ハ経済分科会ニ附託方決定セリ（附属書第六号）

四、以上諸議事処理ノ後議長ハ午後引続キ総会ヲ開キ一般的討議ヲ行フコトヲ宣シテ第一回総会ヲ終了セリ

第三節 一般討議

一月九日午後ヨリ十日午後ノ第二回乃至第四回總会ニ於テ表明サレタル諸委員ノ意見ハ各自専門家トシテノ見解ヲ述ブルモノナリトノ留保ヲ為シタルモノアルモ第一回会合後ニ於テ諸委員ハ自國政府ト協議シタル結果ニ基キ発表セラレタル意見ナルヲ以テ今後予備的交渉否進ンデ倫敦本會議ニ於テ諸国政府ノ採ルベキ態度ヲ窺知シ得ベキモノトシテ重要ノ意義アルベキヲ以テ左ニ要点ヲ掲記スベシ

一、「サー、フレデリック、リースロス」氏（英）（附屬書第七号参照）第一次会合ニ於テ英國委員ノ所見ハ特ニ金本位復帰問題ニ關シ米仏等金本位維持國委員ノ見解ト多大ノ懸隔アリ両者対立シテ會議ノ難関ヲ予想セシメタルニ鑑ミ一般討議劈頭ニ於ケル英國委員ノ陳述ハ多大ノ注意ヲ惹キタリ右陳述要旨左ノ如シ

(イ) 準備委員会第一次会合後金融經濟両方面ニ於テ事態改善ノ跡ナシ

(ロ) 現時ノ恐慌ハ周期的恐慌ノ一二過ギズ自然ニ回復スペント為スモノアルモ事実ハ之ヲ否定シ居リ又仮ニ之ヲ真ナリトスルモ世界ノ困厄著シク且一般的崩壊ノ危険大ナルヲ以テ諸政府ハ恐慌ノ終結ヲ希望セザルベカラズ

(ハ) 戰前ト全ク異リ國際收支ハ變革シ各國ハ自國生産擁護ト自國本位ノ經濟組織確立ノ手段ヲ講ジ居レリ

(二) 英國ニ於テハ識者ハ現状ノ儘ニテハ國際的金本位復帰ハ實行不可能ニシテ且好マシカラザルベント信ジ來レルモノ、如ク今ヤ英國民一般ハ「金本位安定ノ保障ヲ伴ハザルニ偶然ノ機會ヲ捉ヘテ早急ニ金本位ニ復帰セントスルハ極メテ危險ニシテ再び災厄ヲ招致スベキガ故ニ新ニ金本位ヲ樹立センニハ充分ナル安定ノ基礎ノ上ニ之ヲ行フコトヲ要ス」トノ説ニ一致シ居ルハ明ナリ

(ホ) 金本位諸国ガ事態進展ノ危険ヲ悟ラズ金本位ノ信賴ヲ回復スペキ積極的措置ニ着手セザルニ驚ク

(ヘ) 國際的金本位復帰ノ為ニハ生産費ト物価トノ開キヲ國內のニモ國際的ニモ接近セシムルコト必要ニシテ之ガ為ニハ左ノ四点ヲ同時ニ進捗セシメザルベカラズト思考ス

(a) 戰債賠償等政府間債務ノ解決

若シ本問題ガ經濟財政會議ニ於テ討議セラレズトセバ會議開催ニ先立チ解決サレ居ルカ又ハ解決ノ途上ニ在ルヲ要ス

(b) 通貨政策ニ關スル協定

本問題ニ關シテハ金ノ經濟的使用及活用確保ノ為ニ必要トスル改革ヲ検討スルノ要アルベク例ヘバ中央銀行ニ對シ保証發行ニ依ル金節約、証券売買ニ依ル信用統制等廣汎ナル機能ヲ与フル方法ヲ考慮スルノ要アルベシ此ノ目的ノ為ニ理論的考慮ノミナラズ實際の方策ニ關シ何等カノ草案ノ作成サレンコトヲ希望ス

(c) 金融ノ建直（Financial Reconstruction）

通貨機構ノ運用ヲ順当ナラシムル為ニハ金、信用若ハ購買力ノ再分配ヲ行ヒ以テ据置協定及為替管理ヲ廢止スルガ如キ金融建直ノ計劃ヲ必要トスベク經濟財政會議ハ一定ノ案ヲ考慮スルノ要アリ

(d) 経済政策ノ改訂

速ニクリーリングス、「クオータ」並ニ輸入禁止等ヲ廢止シ且現存關稅牆壁ヲ低下（特ニ主要債權國ニ於テ）スルノ目的ヲ以テ經濟政策ニ大ナル改訂ヲ加フルコト絶対ニ必要ニシテ之ナクシテハ金ハ一旦現在ノ金保有諸國ノ手ヲ離ル、トスルモ幾何モ無クシテ再ビ數國ニ集中シ信用並金ノ再分配ノ実ヲ挙グルコト能ハザルベシ

(ト) 以上四点ハ國際金本位制再建ノ必須要件ニシテ之ナクシテ金本位制回復ヲ論ズルハ無益ナルノミナラズ一旦金本位ヲ回復スルモ必ずヤ再ビ崩壊スルニ至ルベシ

(ナ) 従来金ハ「インフレーション」ニ対スル自働的抑制トサレタル如キモ事態統御シ得ザルニ至リテハ金ハ有効ナル抑制ニアラズ中央銀行及政府ガ慎重ナル信用政策ヲ維持セバ必ズシモ金ハ必要ニアラズ殊ニ金ガ近年ノ如ク価格ノ変動ヲ見ルニ於テハ之ヲ以テ健全ナル本位ト見ルコト能ハズ

(i) 英国民ハ「インフレーション」ニ反対ナルト同時ニ物価下落ノ継続ニ対シテモ亦反対ニシテ英國民ノ目標ハ一旦不均衡是正ノ上ハ磅表示ノ物価水準ヲ安定シ且維持スルニ在リ

(ii) 通貨統制ハ為替統制ヨリモ容易ニシテ多クノ場合ニ於テ為替管理ハ其ノ是正セントスル弊害ヲ増大シ結局通貨ノ価値減退ヲ惹起スルカ又ハ「ロシヤ」式ノ自給的統制經濟ニ至ルノ外ナシ國際通商ニ依フザル自給經濟ニハ國際通貨ハ無用ナルベキモ寧口為替ヲ自由ニシ且通商ヲ自由ニスルヲ可トセズヤ

(iii) 各国ハ右ノ二途ノ一ヲ選バザルベカラザル立場ニアル處金本位諸國ハ輸入制限又ハ為替制限等ヲ廢止シ國際通商ヲ確固タル經濟的基礎ノ上ニ再生セシムルガ如キ積極的方策ニ着手スルノ用意アリヤ

(iv) 準備委員会ノ目的ハ經濟財政會議ノ議題作成ニ存スルモ必要諸条件ノ全般ニ亘り且積極的ナル解決ヲ齎スニ足ル程度ノ広汎ナル議題ヲ作成スル為上述ノ如キ諸点ヲ考慮ニ入ル、コトヲ以テ有益ナリト思惟ス云々

右英國委員ノ陳述ハ極メテ卒直ニ英國朝野ノ金本位問題ニ對スル方針及意図ヲ表明セルモノニシテ第一回会合ニ於ケル陳述ニ比シテ其輪廓明瞭トナリ特ニ金本位復帰ノ四大条件ヲ指示シ之ガ完成ヲ見ル迄ハ敢テ金本位復帰ヲ実行セズ金本位停止中ト雖統制通貨制度ノ下ニ其運用ノ妙ヲ得ベシト断ジ金本位維持國ノ反省ヲ促カシタルガ如キ其論述相当鋭鋒ヲ藏シタルモノアリ諸員ハ金本位問題ニ関スル難問依然會議ノ前途ニ横ハリ居ルノ印象ヲ受ケタルモ同時ニ會議ノ主要議題ニ關シ明確ナル指針ヲ示メサルノ感ヲ深カラシメタリ

二、「ウイリアムス」氏（米）

次デ米国委員「ウイリアムス」氏ノ陳述アリ米国委員ハ第一回会合當時ハ恰カモ總選舉運動ノ際中ニ自國政情ノ不安定ニ処シ何等「コンミット」セザル態度ヲ採リ所謂隔靴搔痒ノ感ヲ与ヘタル処、今回会合ニ於テハ次期大統領「ルーズベルト」氏トモ協議ヲ遂ゲタル上參会シタル点ニ於テ其陳述又諸員ノ注意ヲ蒐メタルモノアリ同氏陳述ノ要旨左ノ如シ

(i) 英国委員ノ指摘シタル四点ハ總ベテノ問題ヲ「カバ」シ居ルモノニシテ之ヲ受諾スルノ用意アリ

尤モ何レノ点ガ比較的重要性ヲ有スルヤ又ハ機宜ニ適スルヤノ点ニ付テハ見解ハ自ラ異ルモノアリ

(ii) 共通ノ問題解決ニ各国ハ何等カノ貢献ヲ要求セラレ居ル処、個人的意見トシテハ米國ノ貢献ハ戰債問題ノ解決並ニ関税率ノ低下ニツノ形態ヲ採ラザルベカラズ右ノ内戰債問題解決ハ時間的ニ見テ第一ニ來ラザルベカラズ而シテ今年中ニハ本件解決有望ナリト思惟ス

次ニ關稅低下ニ關シテハ目下ノ處其時期又ハ事態ヲ予測スルコト困難ナルモ、何等カノ措置ノ執ラルベキコトヲ希望シ且信ズ、米國ノ歐洲ニ對シテ「アッピール」シ得ルモノトシテ關稅引下ニ優ルモノナキハ論ナキ所ナリ

(iii) 物価引上ニ關シテハ米国政府ハ昨春來「オーブン、マーケット、ポリシー」ニ依リ努力スル所アリタルガ議會ノ予算均衡拒否及外國銀行ノ金引出ニシテ無カリセバ其ノ効果更ニ顯著ナリシナラン「オーブン、マーケット、ポリシー」ノ統否ニ關シ最近ノ決定ニ依レバ此ノ上新ニ証券ノ買入ハ實行セサルモ既ニ買入レタル証券ハ之ヲ保有スルコト、ナレリ

(iv) 物価引上ノ方法ニ關シ此ノ上米國ニ期待スルコト能ハザルベク之以上ノ改善ハ信用供給ノ增加ヲ図ルヨリモ寧口資金需要増加ヲ待ツノ外ナシト信ズ尤モ新行政部ガ小麦ノ生産制限ニ依リ農產物價格ノ釣上策ヲ講ズルコトアルヤモ知レザルノミ

(v) 米國ニ於テモ遡播ナガラ不況ノ世界的ナルコトヲ了解シ信賴回復ノ為ニ國際的行動ニ望ヲ嘱スルニ至レリ

(vi) 世界經濟現状ニ於テ問題解決上ノ關鍵的地位ヲ占メ居ルハ英國ト独乙ナルガ仮ニ戰債問題ノ解決ト關稅ノ緩和ヲ見ルモノトセンカ両国ハ國際的貨幣価値トノ關係ニ於テ其通貨安定ヲ實行スベキ立場ニアルベキモノナリト思考ス。通貨ノ国内的安定政策ハ結局覆ヘルベク統制通貨ハ畢竟最モ極端ナル經濟上ノ自給主義ナリ

(vii) 英國ノ金本位ノ運行満足ナラザリシハ戰前ノ平価ヲ採用シタルニ依ル

(viii) 通貨安定ノ方策ハ必ズヤ ~~risk~~ ヲ伴フ方策タリサリトテ無為放任ノ政策ハ一層ノ ~~risk~~ ヲ伴フモノナリ云々

右米国委員ノ陳述中戰債問題解決ノ必要及之ガ實現ノ期待ニ言及シタルコト及米国側トシテ関税低下ノ意向ヲ表明シタルコトノ二点ハ諸員ノ最モ重要視シタル点ナリトス尚又小麦価格引上策ニ關シテモ生産制限方法ニ付新行政府ノ態度ヲ紹介シタル点諸員ノ注意ヲ惹ケリ唯金本位復帰問題ニ關シ磅貨Groupノ中心タル英國及為替管理ニ依リ麻貨維持ヲ図レル獨乙ヲ以テ關鍵的地位ヲ有スルモノトナシ両國ノ通貨安定、金本位復帰ノ促進ヲ要望セル点ハ英國委員ノ時期尚早論ト對峙シテ本會議開催ノ場合意見ノ調和困難ナルヲ予想セシメタリ然レドモ全体トシテ米国新行政府ノ經濟財政會議ニ対スル積極的態度ヲ知得セシメタル点ニ於テ諸員ニ対シ頗ル好印象ヲ与ヘタリト謂フベシ

三、「リスト」氏（仏）

英米委員ニ次デ仏國委員リスト氏ノ陳述アリタルガ其内容ハ國際資金設置ニ關スル提案以外稍消極的ニシテ第一回会合ニ於ケル態度ト異リタル所ナシト云フヲ得ベシ即同氏ハ劈頭ニ於テ「準備委員会今次会合ノ目的ハ會議ノ議題ノ作成ニシテ問題ノ實質ニ触ル、モノニ非ズト思惟ス」ト述べタルガ如キ以テ其態度ヲト知スルニ難カラズ同氏陳述ノ要旨左ノ如シ

- (1) 英国委員ノ現下經濟狀態ニ対スル觀測ハ悲觀ニ過グルモノニシテ世界經濟ノ歸趨ハ戰前ト全然異ルモノトハ信ゼズ
「ナポレオン」戦争後ニ於テモ國家主義的思潮減退シ平常的國際關係ノ展開セラル、迄ニハ少クトモ二十年ヲ要シタルヲ忘ルベカラズ
- (2) 金本位國ハ其ノ通貨価値ヲ金本位離脱國ノ金本位復帰ノ際ノ目標トシテ維持スルノ義務アリ而シテ金本位離脱國ガ復帰ヲ完了スル迄ハ國際通商ハ常態ニ復セズ
- (3) 尤モ金本位復帰ノ時期、新平価並其環境ハ各國独自ニ決定スベキモノナリ
- (4) 人為的物価引上ハ失敗ニ帰スベク此ノ種ノ企図ハ生産費ト物価トノ開キヲ減ズルヲ得ベキモ同時ニ貨幣価値ノ低落ヲ來シ予算ノ調整並貨金ノ改訂ヲ要スルニ至ルベシ

(b) 平常且健全ナル物価騰貴ハ資本並ニ貨物ノ移動ノ自由ヲ増加スルニ依リテノミ可能ナリ而シテ

(a) 資本ノ移動ニ關シテハ經濟財政會議ハ貢獻スル處多大ナルベク第一ニ必要ナルハ為替制限並之ニ伴フ所謂為替決済協定ノ廃止ナリ而シテ之ガ為ニハ先ツ現存据置協定ニ依リ凍結セル短期債務ニ關シ（終局的ナラズトスルモ）永続的取極ヲ為シ又第二ニハ長期ノ國際債務ニ關シ債權者債務者間ニ何等カノ取極ヲ為サザルベカラズ

仏國代表部ハ為替制限ヲ廃止セントスル諸國ノ通貨支持ヲ目的トスル國際的資金ノ創設ヲ支持ス又國際的公共事業モ資本移動ノ自由增大ニ効果アルベシ又

(b) 貨物ノ自由移動ニ付テハ政府トシテ為シ得ル处更ニ限定サレ之ガ達成困難ニシテ多數國ノ協力ヨリモ寧ロ小數國間又ハ二三國間ノ協定ニ依リ促進サルベシト思惟ス而シテ本問題ヲ議題ニ加フルニ於テハ應急ノ措置ト長期ニ亘ル措置トニ區別シ経済財政會議ニ於テハ前者ノミニ付テノミ検討スルヲ可トスベシ

(c) 仏國代表部トシテハ經濟財政會議ノ成否ハ戰債問題ノ前途ニ關スル不安ニ懸ルヲ以テ戰債問題ハ會議開催前ニ解決ニ至ランコトヲ希望シ準備委員会ハ右ノ希望ヲ記録ニ留ムベキモノナリト信ズ。云々

四、「ポッセ」氏（独）

獨乙委員「ポッセ」氏ハ一般論及經濟關係ノ事項ニ關シ陳述シ財政關係ノ事項ニ付テハ「フォック」氏ヨリ陳述セリ同氏所論中會議ノ成否ニ關スル政府ノ責任重大ヲ指摘シタルハ諸員其感ヲ同ジウシタル所ナリ其陳述要旨左ノ如シ

(1) 議題ノ大綱ハ勞山會議ニ於テ定マリ居リ準備委員会ハ其説明書ヲ作成スベキモノニシテ經濟財政會議ノ領域ヲ制限スルコト能ハズ政府ハ将来ノ事態ニ対応スルノ自由ヲ与ヘラザルベカラズ

(2) 「債務國ハ貨物ニ依リ支払ヒ得ベキ地位ニ置カルベク債權國ハ債務國ヲシテ貨物ノ輸出ヲ可能ナラシムル如キ政策ヲ採ラザルベカラズ」トノ準備委員会第一次会合ノ結論ハ重要ナル点ナリト思惟ス

(3) 經濟財政兩方面ニ亘リ同時ニ進ミ一方ニ優先權ヲ与フベカラズ換言スレバ広範囲ニ亘リ同時ニ進マザルベカラズ

(二)不況ノ原因ヲ探究スルハ無用ニシテ要点ハ政府ノ責任ノ重大ナルコトヲ強調スルニ在リ會議ニシテ失敗センカ結果ハ世界的混乱ヲ招来スベシ

五、「フォック」氏（独）

(イ)英國委員ノ主要論点ニ同意ナリ各國ハ孤立主義ニ傾キ居ル処独乙ハ現存制限撤廃ニ協力スルノ用意アリ

(ロ)独乙ハ一九三〇年秋以来利子ヲ含マズ元金ノミニテ七十億金麻ヲ償還シ居リ從テ平常ノ経済状態復帰ニ対シ多大ノ利害關係ヲ有ス

(ハ)管理通貨ハ物価水準低下ノ一原因ナリ独乙ハ他国ノ金本位離脱ニ依リ生産費引下手段ノ採用ヲ余儀ナクサレ居ルモノニシテ物価騰貴ヲ歓迎スルモノナリ信頼回復スルニ非レバ信用ノ異常ナル過剩モ物価騰貴ヲ結果セズ人為的手段ヨリモ貨物ト資本ノ移動ヲ自由トスルニ如カズ

(二)英國委員ノ提唱セル通商ノ自由ト通貨管理トハ矛盾スルモノト思惟ス

(ホ)米國委員ハ各國ノ貢献ヲ求メタルガ独乙ハ金本位維持ノ為凡ユル手段ヲ採リ又自由金本位ニ復帰スル為ニ能フ限り速ニ為替制限ヲ撤廃スルノ用意アリ

(ヘ)独乙ノ目的ハ其ノ商業上ノ債務履行ニ在リ之ガ為ニハ第一次会合ニモ述べタル通左記三条件ヲ必要トス

(ア)貨物ノ國際的移動ノ自由

(ブ)金本位離脱国通貨ノ安定

(シ)對外短期債務ノ永久的且確定的解決云々

六、「ベネデューチエ」氏（伊）

(イ)英國委員ノ世界現状ノ分析ニ対シテハ一致スルモ其悲觀的見解ニハ一致セズ

(ロ)會議ノ討議ヲ或種ノ根本的問題ニ限定スルコト望マシカルベシ

(ハ)金本位運行改善ノ為國際協定ヲ要ストスル英國委員ノ見解ト一致スルモ統制通貨主義ノ採用ヲ以テ此ノ目的ヲ達シ得ベシトハ考ヘズ統制通貨主義ハ複雜且適用困難ニシテ經濟的國家主義ト自給自足主義ヲ釀成シ現文明ノ否定ヲ伴フベシ

(二)問題ハ金本位ノ自由運行ヲ回復スルカ然ラズンバ各國別個ノ經濟單位ニ向フベキカニ在ル処後者ヲ撰バンカ一般生活程度ノ低下ヲ來スノミナラズ将来再び國際貿易再開ノ必要延テハ國際的貨幣單位ノ問題ヲ再起スルニ至ルベシ

(ホ)通貨問題ニ関スル國際的協力ノ必要ハ既ニ主要列國ノ認ムル処ニシテ國際決済銀行ノ存在ハ右協力ニ加フルニ國際金融機関ノ再建ノ必要ヲ明瞭ニシタリ

(ヘ)經濟財政ノ関スル限り戦争ハ未ダ終止セザルモノト云ヒ得ベク「ローザンヌ」會議ニ於テ休戦條約成立セルガ来ルベキ會議ニハ平和条約ヲ締結スルニ非レバ世界恐慌ノ転機ヲ作ル能ハズ

(ト)準備委員会ノ目的ハ單ニ議題並説明書ノ作成ニ止ラズ世界全般ニ信頼回復ヲ齎スガ如キ雲霧氣ヲ作出スルニ在リ経済財政會議ノ開催セラル、時ニハ重大ナル政治的諸問題ガ既ニ円満ニ解決セラレ居ルコトヲ希望ス

(チ)低金利政策ノ価値ハ認ムルモ單ニ支払手段増加ノミヲ基礎トスルモノニハ疑ヲ有ス

(リ)世界經濟改善ノ第一歩即通商諸障碍ノ撤廃ハ左ノ前提要件ヲ必要トス

(一)短期債務ノ借換又長期債務ハ各國支払能力ノ範囲ニ於テ改訂ヲ加フルコトニ依リ國家間ノ過重ナル債務ヲ清算スル

コト

(二)國際經濟共通圈外ニ在ル諸國ノ通貨ノ基礎ヲ改正スル要アルコト之ガ為ニハ通貨援助ノ國際資金設置有用ナルベク

伊國政府ハ純經濟的目的ニ発スル右資金設置案ニ同意ヲ表ス

(メ)伊國ニ於テハ個人ノ經濟活動ヲ國家ノ利益ニ從属セシムル新形態ヲ實驗シツ、アリ此ノ活動力ノ強化ハ國際協力ニモ貢獻シ結局全体ノ利益ヲ増スコト、ナルベシ云々

七、「フランキ」氏（白）

(1) 余が前回会合後起草シタル「ノート」（附属書第八号）ハ國際決済銀行ニ出席スル諸中央銀行總裁ノ賛成ヲ得タルモノニシテ (a) 政府間債務ノ問題 (b) 關稅問題 (c) 通貨制度ノ改正及 (d) 金融機構ノ改造ノ四点ヲ掲げ居レルガ今次会合ニ於ケル英國及伊国ノ委員ノ所論ト一致セリ

(2) 右(d)ノ点ニ関シ仏国委員提案ノ國際資金設置案ニ賛成ニシテ之ヲ財政分科会ニ附託センコトヲ提議ス云々以上白国委員ノ陳述ハ簡単ナリシガ右ハ「フランキ」氏提出ノ「ノート」中ニ其所見ヲ詳述セシヲ以テナリ

「フランキ」氏ノ國際資金設置案ヲ財政委員会ニ附託スベシトノ提議ニ対シテハ「フレーザー」氏（國際決済銀行）及「リスト」氏（仏）賛成シ之ヲ財政分科会ニ附託スベシト、ナレルガ議長ハ財政分科会トシテハ其検討ヲ國際資金案ノミニ限ラズ「フランキ」氏報告書ノ全般ニ亘ルベキヲ要スルト共ニ經濟分科会モ亦右報告書ヲ考慮スベキ旨注意スル処アリタリ

八、津島（日）

津島ハ諸員ノ陳述セル各般ノ事項ニ亘リ其所見ヲ述ブルヨリモ寧口金本位復帰ニ関シテ帝国政府ノ意向ヲ明確ナラシメ置クヲ適當ト認メ金本位復帰方法等ハ各国独自決定スベキコト及其重点ヲ通貨問題ニ集注シタル陳述ヲ為シタリ其要旨左ノ如シ

(1) 第一次会合ニ於テ提起サレタル諸問題ノ全領域ヲ再ビ茲ニ討議スルハ無用ナルベク當時検討セラレタル幾多ノ問題中ヨリ重要問題ノミヲ選出シテ之ガ調査ヲ尽スベキコトヲ提言ス

右ノ目的ヨリ今次会合ノ討論ハ一層正確截然タルモノトシ且左ノ範囲ニ限定スベキコトヲ提議ス

(a) ヨリ緊急ナル政治的問題ノ急速解決ノ提言

(b) 通貨安定ノ回復ニ欠クベカラザル諸条件

(c) 通商ノ自由ヲ相当ノ程度迄再建スベキ具体的取極ニ到達スベキ方法

(d) 物価水準引上ヲ目的トスル國際協力ノ必要要

(e) 前掲諸点ノ總テニ付意見ヲ述ブルコトハ差控ヘ特ニ諸委員ノ重點ヲ置キタリト認メラル、通貨安定乃至國際的金本位回復ノ問題ニ付一言スベシ

本問題ニ關シテハ英國同僚ノ見解ニ全ク賛成ナルガ國際的通貨本位ノ必要ニシテ之ニハ金本位ニ代ルベキモノナキコトハ全員ノ一致スル所ナルベシ然レドモ特ニ左ノ諸点ニ付テ見解ノ相違アルベシ

(a) 金本位離脱國ノ金本位ニ復帰スベキ時期

(b) 金本位復帰ヲ可能ナラシムベキ諸条件及特ニ如何ナル条件ヲ重視スベキヤノ点

(f) 通貨ノ安定ノ時期ニ關シテハ早キ程可ナルコトハ言ヲ俟タザル所ナリ然レドモ徒ニ燥急ニ之ガ貫徹ヲ試ムルトキハ再び金本位ノ崩壊ヲ招ク虞アルベシ此ノ点ニ關シ諸委員ハ客年十一月ノ「ノート」中ニ掲ゲラレタル所即「金本位回復ノ時期、平価及若シ決定ノ要アリトセバ金本位ノ態様ハ關係國ノ適當有權機關ニ依リテノミ決定サレ得ベキモノナリ此ノ決定ハ必然的ニ各自國及外國ニ於ケル經濟狀態ニ懸ルベシ」ノ句ヲ想起サレ度シ日本政府ハ委員会ガ此ノ点ヲ強調サレ且全会一致ノ勧奨ヲ見ザルベカラズトノ見解ヲ有ス

惟フニ今日ニ於テハ國際的金本位回復ハ大戰直後ノ夫ニ比シ遙ニ困難ナルベシ大戰直後各国トモ「ブラッセル」會議（一九二〇年）及「ゼノア」會議（一九二二年）ノ勧告ニ從ヒ金本位復帰ニ全力ヲ尽シ国内的努力及密接ナル國際的協力ニ依リ遂ニ成功シタルガ而モ尚八ヶ年ノ歳月ヲ要シタリ、今日ニ於テハ往年存セザリシ金ノ偏在ノ事實ニ依リ一層困難ヲ伴フベシ客年十一月ノ「ノート」中ニモ「現在ノ金準備ノ異常ナル配分狀況ニ關スル問題並此等準備ヲ世界ノ信用組織強化ノ為ニ使用スルノ問題」ニ付委員会ニ於テ討議アリタル旨ヲ掲ゲタルガ此ノ点ハ關係各國政府乃至中央銀行ノ執ルベキ確定的措置ヲ包含スル詳細ナル文案ヲ以テ更ニ強調記載セラレンコトヲ提議ス金ノ偏在ニシテ調節

セラレザル限り金本位離脱ヲ余儀ナクサレ多額ノ金準備ヲ失ヒタル諸国ガ再ビ金ノ不確定ナル制縛ヲ受クルコトニ躊躇スルハ当然ナリ金本位ヲ再ビ採用センガ為法定準備率ヲ低下スル方策ノ如キハ單ニ消極的方法タルヲ免レズ各国金保有ノ相對的情勢ヲ何等変更スルモノニ非ズ金本位復帰ノ企図ニ先チ金ノ再分配ヲ要スルコト並来ルベキ本会議ニ於テハ右目的到達ノ為何等カ實際の方策ヲ示スベキ取極ヲ為スベキコト最モ肝要ナリ

(二)更ニ現在ノ情勢ガ大戦直後ノ事情ト大ニ異ルハ通常國際金融市場ニ依リ提供サル、通貨安定ノ金融上ノ援助ヲ得ルコト困難ナル点ニ在リ大戦直後ノ通貨安定ハ若シ諸金融市場ニ於テ各國ノ得タル通貨安定起債又ハ「クレディット」無カリセバ達成シ得ザリシナラン此種起債ト「クレディット」ハ自分ノ計算スル所ヲ以テスレバ三億磅ノ巨額ニ達シタリ

現状ニ於テハ今後國際的通貨安定ニ当リ大戦直後ノ如キ金融上ノ援助ハ得ラレザルベキコトニ付何人モ同感ナルベシ然レドモ金本位離脱国ニ於テ若シ必要トル場合ニハ資金保有国、其中央銀行若シクハ金融機関ガ一定ノ条件ノ下ニ通貨安定ニ必要ナル財政的便宜ヲ供与スペキ確ナル保障ヲ与フルコトニ依リ始メテ上述ノ困難ヲ排シ金本位復帰方ヲ説得スルヲ得ベシ若シスル保障ニシテ得ラレザルニ於テハ金本位ヘノ一般的復帰ハ時期尚早ナリト云フヲ得ベシ(三)尚又第一次会合ニ於ケル財政分科会ノ事業ニ関スル「ノート」中「金ノ移動並ニ信用政策ヲシテ其當然ノ効果ヲ得セシメ且一般的ニ經濟組織ニ充分ナル伸縮性ヲ与フルコト必要」ナル旨記載シ更ニ金本位復帰ノ条件トシテ「将来ニ於ケル金本位ノ円滑ナル運行ヲ確実ナラシムベキ諸方策ニ付一般的了解アルヲ要ス」ル旨記載セリ

此ノ点ハ頗ル重要ナル處唯此ノ根本原則ノ抽象的記述ノミニテ満足セズ金本位ノ有効ナル運行ヲ實現スベキ適確且具体的ナル諸方策ヲ工夫スル要アリ經濟財政會議ノ目的ハ何等カノ具体的取極ニ着手シ以テ最近數年間ノ金本位ノ円滑且満足ニ運行セザリシコトヲ教ヘラレタル諸国ノ抱キ居ル金本位制ガ究極ニ於テ崩壊スベシトノ危懼ノ念ヲ一掃スルコトニ在リ

九、「サー、セシル、キッシュ」氏 (印)

(イ)余ハ茲ニ上述ノ外金本位復帰ノ他ノ諸条件ニハ触レズ之等ノ或物ハ第二次の重要な或ハ技術的意義ヲ有スルニ過ギザルモノト考フ尤モ茲ニ之ニ言及セザレバトテ之等ノ諸条件ヲ今後ノ検討又ハ議題案中ヨリ除外セントスル趣旨ニ非ズ(ト)物価水準引上ノ問題ニ関シテハ茲ニ簡単ニ英國委員ノ見解ト同意ナル旨ヲ表明スルニ止ムベシ

(ア)最後ニ經濟問題ニ關シテハ適當ノ時期ニ河合委員ヨリ日本政府ノ見解ヲ表明スルコトアルベシ云々

九、「サー、セシル、キッシュ」氏 (印)

(イ)印度ノ經濟ハ貿易順調ヲ基礎トルヲ要スル次第ナルヲ以テ印度ハ貨物移動ノ自由増大ヲ希望ス

(ロ)印度ハ金為替本位ヲ採用シ來リタルガ主要輸出品タル原料品価格ノ下落ニ依リ其通貨維持ニ多大ノ困難ヲ感ジ又經濟ノ基礎破壊セラレタリ國民ノ大部分ハ農民ニシテ其生産品ノ剩餘約一割ヲ輸入品ノ決済ニ充テ來リタルガ物価下落ニ依リ此ノ剩餘ハ消滅セルノミナラズ輸出原料品ハ輸入品タル製造品ニ比シ値下リ大ナルヲ以テ或製造品ヲ輸入センガ為ニハ一九二八年ニ比シ約二倍ノ原料品ヲ輸出セザルベカラザル狀態ナリ

(ハ)然レドモ予期セザリシ金ノ輸出ニ依リ事態ハ救ハレタルモ此輸出モ無制限ニ続クベキモノニアラズ

(二)印度ノ繁榮ハ印度又ハ英國ノミノ問題ニアラズ印度ヲ顧客トスル全世界ノ問題ニシテ印度政府ハ物価騰貴ヲ目的トル通貨政策ニ賛成ナリ運用惡シキ金本位ハ運用宜シキ統制通貨本位ニ劣ルモノナリト信ズ

(ア)金本位運用ノ為ニハ第一ニ金物価ノ騰貴ト第二ニハ生産費ト物価トノ均衡ヲ得タル点ニ於テ物価ヲ安定スルコトニ協力スルコトヲ必要トス

一〇、「ドニックル」氏 (洪)

(イ)中歐ノ重大問題ハ私債務殊ニ短期債務ニシテ解決ノ唯一ノ途ハ短期債務ヲ長期債ニ借換ヘ其利払ハ事態改善スルニ至ル迄留保スルニ在リ但現在ノ支払能力ヲ標準トスベカラズ事態改善スレバ再ビ支払能力ヲ生ズルニ至ルベシ

(ロ)農產物ノ價格引上、小麦ノ生産制限等ニ重キヲ置キ又為替調節資金案ヲ歓迎ス

二、「ムジー」氏（瑞）

(イ) 経済財政会議ハ準備委員会終了後直ニ開催スベキナリ但戰債問題ハ會議前力遅クモ會議中ニ解決サレザルベカラズ

(ロ) 先ヅ為替ヲ安定スルコト必要ニシテ金本位採用ハ此目的到達ノ最善ノ方法ナルコト及為替調整資金ノ有効ナルコトヲ

認ム

(ハ) 共産党ヲ排除スルコト必要ニシテ此点ニ関シ露国ノ貿易国當ヲ研究スルコト有効ナルベシ云々

三、「アレビッシュ」氏（アーヴィング）

(イ) アーヴィングノ現状ハ原料品及食料品生産ノ債務國ノ典型的ノモノニシテ凡ユル手段ヲ講ズルモ充分ノ對外支払資金ヲ得ルコト能ハズ

(ロ) 小麦ノ値下リニ加フルニ「オタワ」協定ニ依リ更ニ事態ハ悪化セリ

(ハ) アーヴィングトシテハ對外債務ノ支払ヲ停止スルカ為替管理ヲ更ニ嚴重ニスルノ外ナシ

(イ) 現状ノ儘ニテハ政府及中央銀行ハ物価低落ニ対応スル為「インフレーション」ニ依ルノ外ナキ狀態ニ在リ

(ロ) 貨物資本ノ移動ノ障碍ヲ除去スレバ物価ハ自然ニ騰貴スベク人為的物価引上ニ反対ナルモ小麦ノ生産制限ニハ理由アリ云々

三、「バランスキー」氏（波）

(イ) 英国委員ト異リ不況ハ周期的ニシテ自然ニ回復スルモノト思惟ス

(ロ) 統制通貨ハ國際通商ノ自由ト矛盾スベシ

四、「ヤーン」氏（諾）

(イ) 会議ノ處理スベキモノニ「クオータ」ト禁止問題アリ會議トシテハ多クノ問題ニ触ル、ヨリモ主要數点ニ注意ヲ集中スルヲ可トス

(ロ) 諾威ノ金本位復帰ノ時期ハ英國ニ懸ルモノニシテ會議後直ニ實現シ得ベシトハ考ヘラレズ云々

五、「リチ」氏（フィンランド）

(イ) 英国委員ノ四点ヲ原則トシテ受諾シ特ニ貨物移動自由ノ点ニ重キヲ置ク

(ロ) 通貨安定ハ通商障碍ニシテ除去サル、ニアラザレバ不能ナリ又金本位ハ物価ト生産費ノ均衡ヲ見ルニアラザレバ運行セズ國際貿易ノ現状ニ於テハ「スターリンググループ」ノ金本位復帰ハ問題外ナリ

(ハ) 英国金本位離脱ハ一九二五年ニ平価ヲ高ク定メ過ギタル為ナリ

第三章 財政分科会

第一節 小委員会等ノ設置ト経過概要

一、準備委員会カ一月十日午後ヲ以テ一般討議ヲ終ヘ總会ヲ一応打切りタルコト前章記述ノ通ナリ茲ニ於テ總会ハ客年第一次会合ニ於ケルカ如ク財政經濟両分科会ニ分レ各分担事項ノ精査ニ入ルコト、ナレリ而シテ財政分科会ハ討議ノ基礎タル議題案ノ作成ヲ見ルニ至ラサリシ為直ニ開会スルニ至ラザリシガ十一日夜ニ至リ委員長「ベネデューチエ」氏（伊）ト議長「トリップ」氏ト打合ノ上左記ノ如キ議題案ヲ作成セリ

(一) 通貨及信用政策策

A、一般的金本位復帰

(イ) 金本位復帰ノ条件

(ロ) 中間的通貨政策

B、金本位ノ原則

(イ) 金委員会最終報告ノ一般的確認

(ロ) 特殊問題

- (ア) 中央銀行ノ政治的勢力ヨリノ独立
- (イ) 準備率引下

(カ) 金為替本位

(ダ) 金準備ノ有効ナル利用

(エ) 各国ニ於ケル物価ト生産費トノ不均衡

(オ) 為替自由ノ回復ト其条件

(カ) 短期債務

(オ) 長期債務

(ハ) 為替管理ト為替決済協定

(二) 通貨資金

(四) 資本移動

左記方法ニ依ル国際金融ノ回復

(イ) 通常ノ信用機関ヲ通ズルコト

(ロ) 特別ノ信用機関ヲ設立スルコト

一、茲ニ於テ財政分科会ハ一月十二日午前十時半「ベネテューチェ」氏（伊）委員長ノ下ニ第一回会合ヲ開キ委員長ハ先ツ議題案ハ完全ニアラズ銀問題及公共事業等ノ問題ヲ含ミ居ラザルモ之等ノ点ニ付テハ此ノ議題案ニ記載セル問題ヲ議了シタル後審議スルコト、シ度キ旨述べ次デ議事促進上前記議題案ヲ二分シ（一）通貨及信用政策及（二）物価ニ関スル説明書

ヲ作成スペキ小委員会（第一小委員会）ト（二）為替制限及（四）資本移動ニ關スル説明書ヲ作成スペキ小委員会（第二小委員会）トヲ設ケ其ノ作成ヲ見タル上ハ更ニ Co-ordination Committee ニ依リ両者ヲ統一シ然ル後ニ財政分科会ニ附議スペキコトヲ提案シ諸員異議ナク之ニ決定シ更ニ委員長指名ニ依リ右第一小委員会ハ「トリップ」氏（国際決済銀行）「ファリップス」氏（英）「ウイリアムス」氏（米）津島（日）「バランスキー」氏（波）「リチ」氏（フィンランド）及「ベネデューチェ」氏（伊）、第二小委員会ハ「フォケ」氏（独）「フランキ」氏（白）「フレーザー」氏（国際決済銀行）「ムジー」氏（瑞西）「サー セシル キッショウ」氏（印）「ヤーン」氏（諾）及「パルマンチエ」氏（仏）トシ直ニ小委員会ノ審議ニ入レリ（特ニ「パルマンチエ」氏ヲ加ヘタルハ仏國側カ第二小委員会ノ討議事項中國際資金設置案ニ重要ノ利害關係ヲ有スルニ因レリ）

而シテ右小委員会ニハ特ニ必要アル場合ノ外隨員ヲモ入レズ、小數委員ノミニテ極メテ腹蔵ナク審議ヲ進ムルコト、ナレリ

三、斯クテ第一小委員会（通貨並信用政策及物価ニ關スルモノ）ハ一月十二日午前ノ第一回会合及同日午後ノ第二回会合ニ於テ前記議題案ニ關シ其説明書ニ記述スヘキ事項ニ關シ各自意見ノ交換ヲ行ヒタルガ議論ノ要点ハ依然金本位離脱国側ト金本位国側トノ見解ノ相異ニ在リ英國側カ金本位復帰ノ条件トシテ特ニ金物価引上ノ必要ヲ強調シ物価騰貴且安定シ又内外ノ経済事情安定シテ通貨安定ノ基礎定マル迄ハ金本位復帰ハ勿論磅ノ事實上ノ安定モ困難ナルコト及金本位復帰迄ノ期間ニ於ケル金融政策ノ重要ナルコト之カ為ニ中央銀行間ノ協力ヲ必要トルコト、金本位復帰後ニ於テモ之ガ運用上中央銀行間ニ密接ノ協定ヲ必要トシ金ノ購買力動搖ヲ防止スルノ要アル旨ヲ説キ津島ハ英國委員ノ立場ヲ支持シ且金本位復帰ノ時期、新平価及態様等ハ内外ノ事情ヲ見究メタル上各國當局ノ決定スペキモノナル旨強調セルニ対シ諸委員ハ大体中央銀行間ノ協力ノ点ニ付テハ異議ナク殊ニ英米仏中央銀行間ノ協調ヲ中枢トルノ要アル点ニハ一致シタルモ物価引上ノ点ニ付テハ仏國委員ハ金物価ノ人為的引上ハ実行不能ナリトシ米國委員ハ通貨安定スレバ物価ハ自ラ昂

騰スベシ殊ニ磅ハ世界通貨上重要ナル地位ヲ占ムルヲ以テ世界経済會議ヲ機トシ磅ノ事実上ノ安定ヲ声明シ得バ世界通貨安定及財界回復ニ貢献スル処大ナルベシト力説シ見解ノ一致ヲ見ザリシモ一応意見ノ交換ヲ切り客年十一月第一次会合並今次会合ニ於テ当日迄ニ表示セラレタル諸員ノ意見ヲ基礎トシ英米仏三委員ニ議題及説明書ノ起草ヲ委ネタリ而シテ其起草ハ漸ク十六日午後ニ至リ之ヲ脱稿スルヲ得タリ依テ同日午後五時ヨリ第一小委員会第三回会合ヲ開キ其草案ニ付審議シタルガ大体ニ於テ諸員異議ナク原案ニ対シ多少字句ノ修正ヲ施シタルニ過ギズ唯其ノ際伊国委員ハ金為替本位ニ関聯シ在外準備金ヲ金払トルノ保障ヲ設ケシトスル提案ヲ説明書中ニ挿入スルコトヲ提言シ諸員ハ大体反対ノ意向ヲ述ベタルモ伊国委員ハ之ヲ固持シタル為相當長時間ニ亘り意見交換アリ結局本件ハ更ニ起草委員ニ於テ考慮スルコト、ナリタリ又銀問題ニ關シテハ日英米印支委員ニ於テ協議ヲ遂げ説明書ヲ適宜起草スルコト、セリ依テ右一般ノ起草委員ハ十七日前及午后会合ヲ催セリ又銀問題ニ關シテハ十七日午前津島、「ウイリアムス」、「サー・セシル・キッシュ」協議シ当日午後モ会合シ茲ニ銀問題ヲモ含ミ第一小委員ノ担当セル通貨並信用政策及物価ニ關スル議題並説明書案ヲ作成シ茲ニ第一小委員会ノ任務ヲ完了セリ（後掲第二節参照）

四、一方第二小委員会（為替制限及資本移動ニ關スルモノ）ハ本邦委員參加セザリシガ一月十二日午前以降会合十六日午後ニ至リ公共事業ニ關スル部分ヲ除キ議題並説明書案ノ作成ヲ了シタリ（後掲第三節参照）

五、茲ニ於テ財政分科会ハ十七日午前十一時半全員参加第二回会合ヲ催シ「フレーザー」氏（國際決済銀行）ヨリ公共事業ニ關スル一九三二年十二月十五日ノ特別委員会ノ経過ヲ報告シ且一般的討議ヲ行ヒタル上「フレーザー」氏及「リスト」氏（仏）ニ之ニ關スル説明書案ノ起草ヲ委不更ニ第一小委員会ノ作成セル議題並説明書案（銀問題ヲ含ム）及第二小委員会ノ作成セル議題並説明書案（公共事業ヲ含ム）ノ統一整理ヲ図ル為Co-ordination Committeeヲ設ケ右委員会ハ十八日午前午後会合審議ノ結果茲ニ財政分科会担当ノ議題並説明書案出来セルヲ以テ一月十八日午后第三回財政分科会ヲ開キ附議採決ノ上準備委員会議長ニ提出セリ（後掲第四節参照）註釈附議題案中第二部第一乃至第三ニ掲グルモノ

即之ナリ以下各小委員会等ノ経過並各意見ノ要点ヲ摘出掲記スヘシ

第二節 第一小委員会（通貨並信用政策及物価ニ關スル）

一、第一小委員会ハ「ベネデューチエ」氏（伊）座長ノ下ニ一月十二日午前第一回会合ヲ催シ其担当セル議題案（本章第一節一及二参照）ニ關シ説明書ニ記述スベキ事項ニ付意見ヲ交換スルコト、ナリタル処

(イ)「フイリップス」氏（英）ハ

英國政府ノ見解ハ屢次述ベタル如ク「オタワ」決議ノ趣意實行ヲ本旨トスルモノニシテ通貨安定ニ關シ考慮スベキモノトシテハ種々ノ要件アリ特ニ物価水準ニ關シテハ金物価ノ騰貴ヲ招来スルカ又ハ金生産費ヲ低下セシムルカニ依リ通貨安定ノ基準ヲ求メザルベカラザル処生産費低下ノ策ハ實行ニ限度アリ困難ナルコト明カナルヲ以テ金物価引上ノ方法ニ依リ通貨安定ノ基準ヲ求ムルヲ必要トスベク夫迄ハ磅ノ安定ハ不可能ナリトン更ニ金ノ購買力動搖ヲ避クル方策ニ付テモ國際的協力ノ必要ナル点ハ「オタワ」決議ノ示ス所ニシテ之ガ為ニハ中央銀行間ノ協力ニ依リ金購買力ノ動搖ヲ抑圧シ又金本位運行ノ原則ヲ確保スルコト特ニ重要ナリト述べ

(ロ)「トリップ」氏（國際決済銀行）ハ

中央銀行ノ密接ナル提携ニ付テハ英國委員ノ意見ニ同意ナル処此ノ点ニ付テハ毎月「バーゼル」ニ於テ中央銀行當局者ノ会合アリ充分實行ヲ期シ得ベキモ之ニ關聯シ特ニ重要ナルハ各國政府が中央銀行ノ行動ニ更ニ大ナル自由ヲ付与スルヲ適當トスルコトナリトシ

(ハ)「リスト」氏（仏）ハ

中央銀行間ノ協力ニ關シテハ不当ノ好景氣又ハ不景氣ノ徵候アルニ先立チ通貨政策上適當ノ措置ヲ採ル為協調スルノ要アル点ニ付テハ何等反対スルモノニアラズ又現在ノ状態ニ於テハ各國中央銀行が協力シテ低金利ヲ支持スルコトハ

適切ノ方策タルベシ又國際決済銀行ニ関シテハ米国ノ聯邦準備銀行ノ參加ナキ為協調充分ナリト云フヲ得ズト為シ

(二)「ウイリアムス」氏(米)ハ

仏國委員ノ指摘セル通形式的ニハ聯邦準備銀行參加シ居ラザル關係上不便アルモ實際上ハ協調ニ困難ナカルベク又中央銀行ノ協調ヲ説クニ當リテハ米国ノ政情ヲ考慮シ特殊ノ機関ニ言及セズ抽象的ニ表示シ置ク方適當ナルベシトシ

(三)「ファリップス」氏(英)ハ

國際決済銀行ノ行動ハ極メテ緩慢ニシテ到底敏活ニ協調的行動ヲ採ルヲ得ズトシ

(四)「リスト」氏(仏)ハ

戰時中英米仏三中央銀行ガ敏活ニ協同措置ヲ採レルコトヲ挙ゲ之ニ類スル適當ノ方法ヲ講ズルヲ可トスルヲ説キ尚具体的の共同措置トシテハ割引歩合ノ変更、通貨ノ伸縮等アル処英米委員ノ説キタル物価水準ノ安定点ヲ求ムルコトニ中央銀行ガ其機能ヲ充分發揮シ得ルヤ疑問ナリト為シ

(五)「トリップ」氏(國際決済銀行)ハ

英米仏三大中央銀行ガ協同的措置ヲ採リ其他ノ中央銀行ニハ同時ニ通報スルコト、セバ其効果大ナルベシトシ更ニ金本位問題ノ説明書ニ記載すべき内容ノ主要点トシテハ中央銀行ノ自由確保、金準備ヲ國際決済ノミニ使用シ国内使用ニ充当セズ金ヲ節約スルコト必要ナルコト、金移動ノ影響実現ヲ阻止セザルコト、金為替本位ノ運用、國際決済銀行ノ介在的機能、通商自由、戰債解決ノ必要等從來論及セラレタル主要点ヲ網羅スルコト、シテハ如何ト提議シ諸員ハ大体異存ナカリキ

二、然レドモ第二点ノ物価問題ニ關シテハ英國等金本位離脱國側ト金本位維持國側ノ主張根本的ニ相反シ

(一)「リスト」氏(仏)ハ

生産費ヲ物価ニ調節スルコトハ可能ナルモ金物価引上ヲ人為的ニ實行セントスルハ不可能ナリト為シ

(二)「ウイリアムス」氏(米)ハ

通貨基礎ノ安定ハ物価引上ノ前提タルベキモノニシテ通貨ヲ不安定ニシ而モ物価ヲ引上ゲントスルノ危険ヲ説キ要スルニ物価引上問題ヲ理由トシテ通貨ヲ安定セントスル主張ト通貨安定ヲ先決問題トスペシトノ説トヲ互ニ固持スレバ際限ナク何等實行スルコトヲ得ザルベシ磅ヲ事實上安定スルニ四弗トスベシト云ヘバ何人モ其ノ誤レルコトニ一致スベシ然レドモtentativeノ安定ノ標準ハ自ラ定メ得ベキモノト思惟ス要スルニ總テノ手段ヲ同時ニ着手シ始メテ目的ヲ達スルヲ得ベシ此ノ趣旨ニ於テ英國トシテ貢獻スルノ必要アリト述ベタルニ対シ

(三)「ファリップス」氏(英)ハ

遺憾乍ラ磅安定ノ提言ニハ賛成出来ズ物価ノ基準が何處ニ落着クベキヤヲ見極メタル上ニアラザレバ磅ノ適當ノ平価ヲ定ムルコト能ハズ從テ今直ニ磅ヲ安定スルハ困難ナリトシ一九三一年ノ磅ノ三弗八〇仙乃至三弗一二仙ニ動搖セル事實ヲ指示セリ之ニ対シ

(四)「ウイリアムス」氏(米)ハ

一九三一年ハ恐ラク最惡ノ年ナリシナルベン磅安定ノ困難ハ充分認ムルモ經濟財政會議ニ當リ磅ハ事實上安定スベシト言明シ得レバ世界ハ安心ヲ得ベク資金ノ移動ノ如キモ減少シ財界安定ノ効果顯著ナルベシト述べ
結局同様ノ議論ヲ繰返シタルガ午後引続き討議スルコトトシテ一應休会セリ本小委員会ハ既述ノ如ク隨員等ヲ除外セル小數委員会ナル為意見ノ自由交換ノ為多大ノ便宜アリタルハ看過スベカラズ

三、第一小委員会ハ一月十二日午後三時半ヨリ第二回会合ヲ開キ引続き意見ヲ交換シ

(五)「ボン」教授(独)ハ

英國ノ通貨問題ニ關スル立場ハ充分了承スベキモノアルト共ニ金本位國側ノ意見ニモ理由アリ然レドモ兎ニ角通貨ノ不安定ヲ除クコトハ世界經濟ノ為緊急ナリト為シ獨乙ノ如キ貨銀及物価ノ切下ノ強制手段ハ再ビ實行スルコト能ハズ

世界ノ通貨安定シテ取引ノ自由ヲ増進スルコト今ヤ最善ノ策ナリトノ趣旨ヲ述べ更ニ英國委員トノ間ニ押問答アリシガ

(ロ)「フイリップス」氏（英）ノ所言中ニハ

(a)英國通貨ノ不安定ハ事態ノ推移如何ニ依リテハ決シテ甚シキ長キ期間ニ亘ルモノト考ヘザルコト

(b)英國ノ金本位ヲ停止ンタルハ单独ノ行動ニシテ何レノ国ニ対シテモ英國ノ例ヲ襲フベント勧説シタルガ如キコトナキ事

(c)磅ノ低落ハ莫大ナル印度ノ金ヲ release ハ金ノ depreciation ヲ阻止セルモノト認ムルコト等注意スペキ点アリ

(d)「トリップ」氏（國際決済銀行）ハ

金本位復帰ニ至ル迄ノ中間の通貨政策ニ関シ金本位國トシテハ低金利政策ヲ維持シテ事業ノ振興、資本ノ移動ヲ助長スルノ策ヲ探ルベキコト金本位離脱國トシテハ通貨ノ競争的下落トナルノ弊害防止ニ努力シ外國為替ヲ出来得ル限り動搖セシメズ其ノ動搖ヲ能フ限り狭クスル為必要ナル対内金融政策ヲ講ズルコト及割引政策ヲ按配シテ余リ為替ヲ低下セシメザルコト等ヲ挙ゲタルニ対シ

(e)「フイリップス」氏（英）ハ

通貨ノ競争的下落ヲ防止スルノ必要ハ「オタワ」決議ニ明示シアリ即「インフレーション」ヲ避クルコト及予算均衡保持ノ必要ヲ強調シアルニ依リ明ニシテ英國トシテハ最善ノ考慮ヲ払ヒ居レリ又割引政策ニ付テハ今日ハ金利ヲ僅ニ引上ゲルモ國際金融關係ニ直接明確ノ影響無ク寧口為替相場ノ高低如何ニ依リ資金移動ニ影響シ居ルモノト謂フベク英國トシテハ印度、濠洲等ノコトモ考ヘ金利政策ヲ決定スル要アリ今日ハ磅物価ハ大体安定セルニ金物価ハ却テ不安定ナリ從テ磅安定ト云フコトハ見方ニ依リテハ意味ヲ為サズトス

(f)津島（日）ハ

金本位離脱國ノ通貨安定問題ニ付テハ英國委員ノ所説ニ附加スベキモノナキモ「トリップ」氏（國際決済銀行）ノ説明書記載事項トシテ述べタル中ニハ日本政府トシテ重キヲ置ケル重要ナル一点ヲ漏シ居レリ即金本位復帰ニ関シ實行ノ時期、新平価及金本位ノ態様等ハ當該國政府當局ノミノ決定スベキモノナリトノ一九三二年十一月ノ「ノート」ノ記述ハ議題、説明書其他ニ記載シ置クコト必要ナリ日本政府ハ円為替未ダ不安定ノ時期ニ際シ且又世界物価ノ情勢ノ見極メツカザル今日円ノ事實上ノ安定ヲ図ルコトモ其時期ニアラズトノ見解ナリ

惟フニ金本位國ト異リ金本位離脱國ヲ通シテ共通ノ不安ハ金本位再復帰ガ余リ燥急ニ行ハル、結果再ビ其崩壊ヲ見ルノ危険ナキヤノ点ナリ依テ充分ナル保障ヲ確保スルノ要アリトスルコト國民一般ノ感情ナリ從テ復帰ノ時期等ハ内外ノ情勢ヲ考慮シテ適宜各國ニ於テ決定スルト為スハ金委員会ノ推奨セル所トシテ本委員会ニ於テモ明ニスペキ点ナリト為シタルニ対シ

(g)「トリップ」氏（國際決済銀行）ハ

津島氏ノ所言ノ如クバ徒ニ時期ヲ遅延シテ其実行期迄何等通貨安定ニ協力セザルガ如キ感ヲ有セシムベシト論ジタルヲ以テ

(h)津島（日）ハ

國際協力ノ必要ナルハ勿論ニシテ通貨安定ノ完成ノ早キコトヲ希望スルハ日本政府モ全然同様ノ地位ニ在リ世界經濟回復ノ為ニモ之ヲ希望スルモノナリ「トリップ」氏ノ指摘サレタル点ハ當然ノ事ト思考シ之ニ言及セザリシニ過ギス通貨安定迄ノ中間的期間ニ於テモ各國ト協力シ内地財界ノ安定其他必要トスル手段ヲ講ジ出来得ル限り貢獻スベキハ日本政府ノ意嚮ナリト言明セリ次デ

(i)「リチ」氏（フィンランド）ハ

磅ノ動搖スル間ハ自國ノ對外取引ニ非常ノ困難ヲ感ズル点ヲ述べ

(ii) 「バランスキー」氏（波）ハ

金準備引下ノ点ハ金ノ余裕ヲ生ズル為ニ却テ金融政策ヲ放漫ニスル懼アルコト及中央銀行ノ協力ニ関スル「トリップ」

氏ノ提言ニ賛成ナル旨ヲ述ベタリ

四、第一小委員会ハ右一月十二日午前及午后ノ会合ヲ以テ一応意見ノ交換ヲ打切り議題ノ説明書起草ハ英米仏三中央銀行間ノ特殊密接ノ提携ノ必要論ゼラレタル点ヲモ考慮シ「フィリップス」氏（英）「ヴィリアムス」氏（米）及「リスト」氏（仏）ノ三氏ニ委ヌルコトセリ

然ルニ前記意見ノ相違ニ依リ起草拂々シカラズ十六日午後ニ至リ漸ク脱稿セリ

依テ第一小委員会ハ十六日午后五時ヨリ第三回会合ヲ開キ右草案ニ付議シタルガ大体ニ於テ原案ヲ承認シ多少字句ノ修正ヲ加ヘタルニ止マル只「ベネデューチエ」氏（伊）ヨリ金為替本位ノ項下ニ於テ在外準備資金ニ付金貨払ノ保証ナキ処金為替本位採用國ノ受クルコトアルベキ損失ヲ防止スルノ要アルヲ以テ各國政府ニ於テ本問題ニ付倫敦會議ニ於テ審議スベキ旨ノ一項ヲ挿入方提議シタルニ対シ諸員ハ此種条項ハ金委員会ニ於テモ問題トナリタルモ結局之ヲ推奨セザルコト、ナリタル事情並一旦金本位再建サル、以上此種条項ヲ挿入スルハ些矛盾ノ感アリ殊ニ英米政府ノ如キスル提案ヲ考慮セザルベシトテ反対多ク相当長時間論議セルガ結局今一応起草委員ニ於テ考慮スルコト、セリ而シテ起草委員ハ一月十七日午前午后ニ亘リ会合此点ニ關スル起草ヲ了シタリ

又銀問題ニ付テハ之マデ討議セザリシ處津島（日）「フライップス」氏（英）「ヴィリアムス」氏（米）「サー、セシル、キツシユ」氏（印）及支那委員ニ於テ協議立案スルコトニ決定シ右日米印委員ハ十七日午前十一時及午后十二時半会合協議シタルガ大体ニ於テ金銀両本位ノ採用スベカラザルコト、銀ヲ準備中ニ加フルコトハ実行困難ナルコト、銀貨ノ純分増加等ノ方法ニ依リ銀価引上ヲ図ルコトハ実行不可能又ハ不適當ナリトシ小額紙幣三代フルニ銀貨ヲ以テスル案ハ考慮ノ余地アリトシ尚工業用ノ銀需要ノ方法ナキヤ如何ナル程度ニ銀売出ノ方法ヲ改善シ得ルヤノ点ニ付倫敦會議ノ考慮

ヲ促スコト、シ尚特ニ支那ノ銀使用国タル立場ニ言及シ銀其ノモノ、価格引上ヨリモ一般物価ノ引上ヲ望マントスルコトニ言及スルコト、シテ案文ヲ得、十七日午后日米印三委員ノ他英國委員及羅氏（支）モ加ハリ案文決定シ茲ニ第一小委員会ノ担当セル事項ニ關スル議題並説明書ノ起草ヲ完了セリ（第六章関係文書中第一部第一及第二参照）

尚此際銀問題ニ關スル各國委員ノ見解ニ付一言センニ英國政府トシテハ銀問題ニ対シ余り熱心ナラズ又歐洲諸國モ左迄興味ヲ有セザルモノ、如ク且米国委員ハ今次会合ニ於テ詳細ノ議論ヲスルハ困難ナランモ經濟財政會議ニ於テ具体的ニ討議シ度キ希望ニシテ成ル可ク強ク此点ヲ表サンコトヲ主張セルニ印度委員ハ英本国政府ノ意ヲ享ケ會議ノ責任ヲ軽カラシメントスル云ヒ表シ方ヲ為サントスルニ努メタリ

津島ハ何レ經濟財政會議ニ於テ問題トナルモノナラバ成ル可ク簡単ニ記述シ置ク方適當ト認ムトノ見解ヲ述ベ案文ハ当初作成シタルモノニ比シ相當簡単ナルモノトナレリ而シテ支那ハ委員來着セズ特別ニ意見開陳セザリシヲ以テ銀問題ニ対スル態度ヲ聴取スルノ機会ナカリシモ津島ヨリ羅氏ニ訊シタル処ニ依レバ支那トシテハ今少シク銀価ノ昂騰ヲ希望シ其昂騰シタル処ニテ安定スルコトヲ理想トシ居レリト述ベタリ（第六章第一部第一ノ四参照）

第三節 第二小委員会（為替制限及資本移動ニ關スル）

一、第二小委員会（本邦委員ハ參加セズ）ハ一月十二日午前以降為替管理撤廃、對外長期債務及短期債務ニ關スル措置ニ關シ講究シ尚資本移動ニ關シテハ金融調整資金設置問題、國際信用機関ノ構成等ニ付意見ヲ交換シ十六日午後ニ至リ公共事業ニ關スル点ヲ除キ其担当セル議題並説明書案ノ作成ヲ了シタリ右ニ依リ第一小委員会ノ作成セル議題並説明書案ト一括シテ財政分科会ノ事業ノ完成ヲ見タル訳ナルガ右第二小委員会ノ作成ニ係ル説明書ハ註釈附議題案中第二部第三ニ掲グルモノ即之ナリ

二、右第二小委員会ニ於ケル討議中為替管理撤廃特ニ短期及長期債務整理ニ關スル事項ハ大体客年十一月会合ニ於テ論議議

セラレタル範囲ヲ出デズ特記スペキ事項ナシト雖モ資本移動ノ問題ニ関シ本小委員会ニ附託セラレタル國際資金設置案等ニ関シテハ本小委員会が議案ノ提議、諸委員並國際決済銀行ノ代表者ヲ含メル關係上其討議ノ重心ヲ為シタリ國際的資金設置又ハ資金援助案ニ関シテハ左ノ三個ノ考案アリ

(イ)為替安定援助ノ國際資金援助案

(ロ)長期國際金融ノ便宜ヲ与フベキ金融機関ノ設置案

(ハ)公共事業ニ対スル資金供給案

右ノ内(ハ)ハ客年十一月第一次会合ニ於テモ講究セラレ客年十二月中旬特別委員会ニ於テ精査セラレタル所ニシテ今次会合ニ於テ引続キ問題トナリタルガ其目的ハ失業救済ヲ主眼トシ其施行スペキ事業ノ内容ニ付テハ必ズシモ生産的ト見ルヲ得ザルモノモアリ國際市場ノ状況直ニ大規模ノ計劃ニ対スル資金調達ヲ期待シ難ク大体客年十二月ノ特別小委員会ノ報告シタル所ヲ基礎トシテ適宜之ガ報告書ノ作成ヲ見タリ

右(イ)ノ國際資金案ニ付テハ既ニ第二章第三節ニ述べタル一般討議ニ際シ仏國委員「リスト」氏ノ提案ニ対シテ賛成ヲ表スル委員多ク白国委員「フランキ」氏ノ提案ニ基キ財政分科会ニ附託セラレ特ニ第二小委員会ニ於テ本件ニ関シ精査スル所アリタリ

本件ニ関シ「フランキ」氏ノ提案要旨ハ「金本位復帰ニ当リ金本位ヲ離脱シタル國家ノ内ニハ常ニ一時的事情ニ依リ不得已此措置ヲ採リタルモノアリ此ノ如キ國家ハ國際經濟並政治上ノ状態回復スレバ容易ニ自力ヲ以テ金本位ニ復帰スルヲ得ベシ然レドモ是等国家ト異リ國際收支關係ガ農產物並原料品等ノ輸出ニ依存スルト共ニ外資輸入ヲ必要トスル國家アリ此種國家ハ外國為替管理ヲ撤廃シ内國資本流出ノ回帰ヲ促進シ外國信用ノ許与ヲ得セシメ尙金準備ヲ一時増加セシムル為通貨救済基金又ハ為替援助基金ノ設置ヲ考慮シ得ベシ本基金ニ対シテハ諸国政府ノ共同保障ニ依リ中央銀行ニシテ金準備ノ余裕ヲ有スルモノヨリ相当額ノ資金ヲ醸出スペク尤モ金其ノモノ、現金ハ必ず必要トセザルベシ此ノ手段ニ

依リ所期ノ効果ヲ收メムガ為ニハ借入国ハ国内的改革ヲ励行スルコト貨物移動ニ対スル障礙ノ漸進的撤廃ヲ為ス等ノ条件ヲ附スルコト必要ナルベシ若シ此ノ如キ条件ヲ履行スレバ自ラ通常ノ取引ニ於テ外國ヨリノ投資ヲ生ズベク從テ本基金ニ依ル救済手段ヲ久シキヲ出デズシテ打切ルモ何等支障ナキニ至ルベシト思考ス」ト云フニ在リ（附屬書第八号参照）右「フランキ」氏ノ意見ハ第二小委員会ノ審議ニ於テ其基礎ヲ為シ特ニ中歐諸國ノ如キ「ストレザ」會議ニ於テ決定セル通貨調整資金（Monetary Normalization Fund）ノ実現ヲ希望シ其目的前記基金ト大体合致スペキモノアリ結局「ストレザ」會議ノ決定シタル通貨調整基金ノ制度ヲ稍広ク適用スル考案ニ依リ會議ニ対シ提議スルコト、ナリタル次第ナリ尤モ英國ノ如キ近來此種基金ノ設置ニ対シ財政的援助ヲ為スヲ躊躇スル態度ヲ持シ居リ從テ第二小委員会ニ於テモ本案ヲ余リニ具体化スルコトヲ差控ヘ只此種資金ノ管理ニ關シ國際決済銀行ヲ適當ナル機関ト認ムル点ヲ指摘シタル外何等具体的ノ考案ヲ示サズ來ルベキ會議ニ於テ審議スペキモノト為セリ

最後ニ(ロ)即國際信用機関（International Credit Institute）ノ設置案ニ関シ「フランキ」氏ノ提議スル所ノ要点ハ

「國際資金ノ移動ヲ促進スルハ景氣回復上必要ナル處之ガ實行ニ當リテハ對外投資ノ監督並ニ投資目的ノ選択等最必要ナリ英蘭銀行總裁「ノルマン」氏ノ曾テ提案シタル長期金融ヲ業務トスル國際機関ノ設置案ノ如キ頗ル時宜ニ適スルモノニシテ此ノ如キ機關存在スルニ於テハ生産的事業ノ為ニスル資金所要國ノ需要ヲ充スト共ニ一方用途ニ苦シメル資金ヲ有セル多數ノ小額投資家ノ如キニ対シテ投資上ノ安全ヲ与ヘ延テ資本移動ノ再開ヲ促進スベシ」ト云フニ在リ

註（右「フランキ」氏ノ引用シタル「ノルマン」氏考案ノ國際金融機関トハ一九三一年春「ノルマン」氏ガ中歐及「バ

ルカン」諸國其他南米諸國等資金需要國及債務決済困難ニ苦シメル諸國ニ対シテ支払能力ニ關スル完全ナル保障ヲ

確保シテ貸付ヲ為ス新國際會社（普通株二千万磅、新債發行額一億磅）ヲ設置スベシトノ案ナリ）

結局本小委員会ニ於テハ此ノ國際信用機関ノ設置ヲ提議スル所アリ、尤モ各國委員全部ニ於テ其組織並資金調達等ニ付一致ヲ見ルヲ得ズ從テ委員会ノ作成シタル報告書ニ於テハ「政府ノ援助ニ依リ中央銀行又ハ私銀行ヨリ資金ヲ調達

スベキ国際信用機関ノ設置ノ方法ニ依リ資本移動再開ニ寄与スペシトノ提案ハ或数人ノ委員ニ依リテ為サレタル旨」記述セラレタリ。

尚此機関ノ運行上ノ原則並ニ其ノ独立的地位ノ確保及国際決済銀行ノ之ニ対スル職能等ニ付考究セラレン結果ヲ報告書中ニ記載セリ

以上ハ第二小委員会ノ審議事項ノ主要点ナリ

第四節 財政問題ニ関スル議題並説明書ノ成立

一、既述ノ通り第一小委員会及第二小委員会ハ其各自担当セル事項ニ関スル経済財政會議ノ議題並説明書案ヲ略完成セルヲ以テ財政分科会ハ一月十七日午前十一時半第二回会合ヲ開キ委員長「ベネデューチエ」氏（伊）ヨリ其経過ヲ報告シ起草委員会ノ勞ヲ謝スルト共ニ未ダ討議セザリシ公共事業ニ関シ意見ヲ交換セリ

二、而シテ公共事業ニ關シテハ第一次会合ニ当リ特別委員会ニ附託シタルガ右特別委員会ハ一九三二年十二月十五日会合シ其結果報告書ヲ提出セリ（附屬書第二号参照）

右報告書ニ於テハ公共事業問題ガ国際聯盟ノ手ヲ經テ準備委員会ニ於テ討議セラル迄ニ至レル経過ヲ略述シタル後財政的見地ヨリ見タル特別委員諸員ノ意見ヲ記述セルガ要点左ノ通り

(イ)先ヅ事業ガ remunerative ナリヤ否ヤノ点ニ付国際労働事務局交通委員会及国際農業協会代表者ハ若シ事業ノ遂行ニシテ巧ナランカ投下資本ニ対シ直接ノ利益アルベシト為シタルモ他ノ委員ハ之ニ対シ事業ヲ実施サレタル國ノ一般的所得能力ヲ増大スルノアランモ投下資本ニ対シ直接ノ利益ヲ齎スモノニアラズトシテ両者ノ見解根本的ニ相反セリ
(ロ)前記三機関ノ代表者ハ明ニ公共事業ヲ會議ノ議題ニ挿入スベシトノ見解ヲ表明セリ而シテ委員会トシテハ現在一般投資家ハ内外ニ新投資ヲ為スヲ好マザルコト公共事業ニ対スル投資ヲ為ストセバ其ノ結果現在ノ為替上ノ困難ヲ更ニ増ベキモノナリト為セリ

三、意見交換ニ當リテハ先づ客年十二月開カレタル本件特別委員会委員長タリシ「フレーザー」氏（国際決済銀行）即特別委員会ニ於テハ公共事業ノ撰択ニ付計劃全部ヲ問題トスルヨリモ特殊ノ事業ヲ撰択スルヲ可トスル意見多數ニシテ本問題ヲ経済財政會議ノ議題ニ加フベキヤ否ヤノ点ニ付テハ意見必ズシモ一致セズ「ファリップス」氏（英）ハ差支ノ為参加セザリシモ其書面ニ依レバ英國政府トシテハ反対ナルモノ、如ク「リスト」氏（仏）ハ賛成、「ベネデューチエ」氏（伊）ハ贊否必ズシモ明カラズトテ該特別委員会ノ経過ヲ報告セルニ対シ

(イ)「ベネデューチエ」氏（伊）ハ代理人ヲ出シ賛成ノ意見ヲ表明シ置キタル積リナリトシ
(ロ)「ファリップス」氏（英）ハ十二月十五日ニハ戰債問題ノ為多忙ニテ欠席セルガ右特別委員会ノ報告ノ趣旨ニハ賛成ナリ然シ公共事業ハ英國ノ如キハ諸國ニ比シ最モ大規模ニ行ヒタルモ失業救済ノ効果ヨリ見レバ極メテ薄弱ナリ英國トシテハ對外資金上ノ援助ヲ為シテ迄此計劃ヲ實行スルコトヲ得ズ

然シ国際貸借順調ニシテ資金ノ余裕アル國ニシテ本計劃実行ヲ援助スルモノアルニ於テハ英國トシテハ強ヒテ反対セズ

財政経済会議ノ議題トシテ掲げ置キ其考慮ニ供スルコト差支ナカルベシトシ

(イ)「リスト」氏(仏)ハ

今日ハ計劃ノ内容ニ亘リテ議論シ其事業ノ撰択ヲ為ス時期ニ非ズ準備委員会ハ只本問題ヲ會議ノ議題ニ掲グベキヤ否ヤヲ決定スレバ可ナリ仏國ハ本件ヲ會議ノ議題ニ加フルヲ適當ト認ムルト為シ

(二)「フランキ」氏(白)ハ

此種計劃ハ資金ノ余裕ニ困リ居ル国ニテ担当スベク計劃ノ内容ニ付テモ remunerative ニアハザルモノ多ク一種ノ贅沢ニ属スト考フトナシ

(ホ)「リスト」氏(仏)ハ更ニ

他ノ目的ノ為ノ國際資金ノ研究モ會議ニ於テ為サルベキヲ以テ之ト同時ニ本問題ヲ考慮スルヲ可トスベク実行ノ程度ハ別トシ經濟問題ノ一種ノ刺戟トナルベント弁護シ

結局本問題ハ資本ノ移動ノ一項トシテ議題ニ挿入スルニ決定シ説明書案ハ「フレザー」氏(國際決済銀行)及「リスト」氏(仏)ニ起草ヲ委嘱セリ(註釈附議題案第二部第三ノ三参照)

四、斯クテ第一小委員会及第二小委員会ノ作成セル議題並説明書案出来セルモ兩者間ニ統一ヲ図リ且案文ヲ整理スル必要アリシヲ以テ Co-ordination Committee ヲ設ケ其委員ハ「フィリップス」氏(英)「ウイリアムス」氏(米)「リスト」氏(仏)「フォック」氏(独)「フランキ」氏(白)及「ヤーン」氏(諾)トシ右委員会ハ十八日午后会合案ヲ得タリ五、依テ財政分科会ハ十八日午后六時第三回会合ヲ開キ右ノ成案ヲ議題トシテ審議シタルガ諸員ハ實質的ニ異議ナク只多少ノ字句修正等ヲ施シタルノミニテ之ヲ採決シ(註釈附議題案中第二部第一乃至第三ニ掲タルモノ)茲ニ財政分科会ノ審議ハ結了セリ

第四章 経済分科会

一方經濟分科会ハ一月十一日及十二日ニ亘リ四回ノ会合ヲ重ねテ經濟問題ニ関スル議題並説明書作成ノ方針ヲ議シタル后之ガ起草ヲ英米仏独伊委員ニ委不其脱稿ヲ見ルニ及ビ一月十六日以降前後五回ノ会合ヲ開キ一月十八日午后ノ会合ニ於テ之ヲ確定セリ

前記ノ如ク經濟分科会ハ前後九回ノ会合ヲ重ねタルガ經濟諸問題ノ内容ニ関スル審議ハ既ニ客年十一月第一次会合ノ際相当精細ニ亘リタル關係モアリ又戰債解決、通貨其他財政諸問題解決ガ不況打開ニ最モ重大ナル關係アリトノ見解諸員ノ一般的討論中ニ強調セラレ從テ今次会合ニ於テハ自然審議ノ重點ガ經濟關係ノ改善ヲ期スルニハ如何ナル形式ヲ以テ諸国政府ノ發動ヲ促シ來ル經濟財政會議ノ成効ヲ計ルベキヤニ帰シタリ即經濟問題ニ関シテハ為替ダンピングト最惠国条款、國際生産者協定、為替管理ノ諸問題ニ付キ利害關係國委員間ニ多少意見交換行ハレタルガ主タル努力ハ第一次及第二次会合ノ審議ノ結果ヲ取纏ムベキ議題及説明書ノ起草ノ形式ニ関スル問題ニ傾注セラレタル次第ナリ以下節ヲ分チ経過ト重要問題ニ関スル諸員ノ意見ヲ略述スベシ

第一節 経済問題ニ関スル議題並説明書作成ノ方針

一、経済分科会ハ一月十一日及十二日ノ両会合ニ於テ經濟分科会委員長「ランゲンボーゲ」氏ガ予メ準備委員会第一次会合ノ際審議ヲ了シタル事項ト同会合ニ於テ発表セラレタル各國委員ノ意見ヲ取纏メテ作成セル議題並説明書試案ヲ基礎トシ先づ議題ノ形式及内容ニ関シ審議シタル處大体(一)議題トシテ詳細ニ各種問題ヲ列挙スルヲ可トスルノ案ト(二)議題ニハ重要問題ノミヲ掲げ附帶問題ハ之ヲ説明書ニ記載スベシトノ案ニ分レタルガ分科会トシテハ第二案ヲ採択シ次デ委

員長原案ニ依リ逐条ノ審議ニ入レリ

右議題ノ形式及内容ニ関スル審議ニ当り表明セラレタル諸委員ノ意見中主ナルモノ次ノ如シ

- (イ) 「パルマンチエ」氏（仏）ハ不況ノ原因探究ヨリ順次經濟ヲ常態ニ復帰セシムル絶対必要条件ノ研究ニ移リ其間即時実行シ得ル手段方法ヲ考究スベシト為シ且其ノ場合ニ經濟問題相互間ノ關聯性ヲ考慮シ問題ノ配列ヲナスベシト主張シ其ノ例トシテ例バ小麦ノ輸入制限ヲ撤廃セントスレバ先ヅ國際間ノ生産者協定ノ成立ヲ必要トルガ如ク又通貨ノ安定問題モ一方為替管理及為替決済(Clearing)ノ問題ノ解決ヲ前提トスルガ如シト述べ經濟問題相互ノ關聯性ヲ強調シタリ

- (ロ) 「ポツセ」氏（独）ハ不況ノ實在セル今日改メテ其原因探求ノ必要ナシト主張シ寧ロ議題ハ廣汎ニ亘ルヲ利益トシ經濟財政會議ニ当リ参加各政府代表ヲシテ自由選択審議ノ余地ヲ与フベキナリト述べ又經濟關係ノ恢復ハ漸次の三行ハル、ガ故ニ即時実行可能ノモノト然ラザルモノトニ區別シ配列スルヲ可トスルト述べ

(ハ) 「サー・フレデリック リースロス」氏（英）ハ議題ハ簡明ヲ旨トスベシト主張シ

- (二) 「デー」氏（米）ハ議題ハ包括的、明瞭、大胆且積極的ナラザルベカラズト主張シ經濟財政會議ノ審議ノ重點ヲ主要ノ三、四ノ問題ニ傾注セシメ之ガ解決ヲ促ス如ク掲グベク即商品ノ移動及關稅問題ノ如キ主要問題ヲ列挙スルニ止ムベク附帶問題ハ寧ロ之ヲ説明書中ニ掲グベキモノナリト述べ尚不況原因探究ノ利益少カルベキモ簡略ニ事態ヲ前文ニ説明シ置クハ参加政府代表ノ為便利ナルベキガ此点ニ付テハ財政分科会ト協議ノ要アリトノ意見ヲ加ヘ

(ホ) 「タシナリ」氏（伊）モ略英米委員ト同意見ナリキ

- (ヘ) 議長「トリップ」氏（國際決済銀行）モ列席シ英米委員ニ賛成ノ意ヲ表シ財政分科会トモ協議ノ上大体其ノ方針ニテ起草スルコト、セリ

二、經濟分科会ハ一月十二日ノ会合ニ於テ議題、説明書起草ニ関スル意見ノ交換ヲ為シ「デー」氏（米）ハ説明書中不況

打開ノ困難ナル点ヲ余リ強調スルニ於テハ却テ世人ニ悲觀的見解ヲ釀成スルノ懼アルガ故ニ寧ロ之ヲ慎ミ議題所載ノ問題ノ積極的対策即具体案ヲ指示スルニ努力スベキナリトテ經濟財政會議ノ成功ニ多大ノ熱誠ヲ示シ尚「ドテツケル」氏（洪）及「ポツセ」氏（独）モ議題説明書ハ單ナル意見ノ羅列ニ止メズ目的達成即經濟財政會議ノ決議ヲ齋スニ必要ノ案迄モ含ムベキモノナリト米国委員ノ意見ヲ支持セルモ一般ニハ斯ノ如キ具体案ヲ作成スルコトハ時日ノ關係其ノ他ヲモ考慮スルノ要アリ実行不能ナリト認メラレタリ

三、斯クテ一般的意見ノ交換ヲ了シタルヲ以テ經濟問題ニ關スル議題並説明書ノ起草ヲ「サー・フレデリック リースロス」氏（英）「デー」氏（米）「タシナリ」氏（伊）「エーベル」氏（仏隨員）及「ポツセ」氏（独）ノ五氏ニ委ネタリ

第二節 經濟問題ニ關スル議題並説明書ノ成立ト重要問題ニ關スル諸員ノ意見

一、前記起草委員ハ議題並説明書案ヲ脱稿セルヲ以テ經濟分科会ハ一月十六日午前午後一月十七日午後及一月十八日午前午后ノ会合ヲ經テ之ヲ修正確定ノ上採決セリ註釈附議題案中第一部第四乃至第六ニ掲グルモノ即之ナリ

以下右討議ニ当リ重要問題ニ付表明サレタル諸委員ノ意見要旨ヲ摘記スベシ

二、為替ダンピング最惠国条款適用問題

「サー・フレデリック リースロス」氏（英）ハ「ポツセ」氏（独）提出ノ「ノート」（附属書第四号）中ノ一項「ダンピング防止關稅及其方法」及第四項「通商條約政策及最惠国条款」中第一日目ニ於テ為替ダンピングノ場合ノ最惠国条款適用ノ除外例ヲ提案セルニ對シ反対ヲ唱ヘ独乙委員ニ對シ英國政府ハ獨乙ノ「インフレーション」當時無条件最惠国条款ノ適用ヲナシタルニアラズヤト事實ヲ指摘シテ肉迫シ又現在ト雖独乙ハ「スペル・マルク」即平価ノ五割安ノ通貨ヲ標準ニ輸出ヲ為シ得ルニアラズヤト攻撃セル处「ポツセ」氏（独）ハ「スペル・マルク」ハ現在平価ノ七〇%ナランモ五〇%ニアラズト述べ「インフレーション」當時英國ノ措置ヲ多トシ且独乙委員ハ右提案ヲ為スニ當リ相當躊躇セル

モ多数国ノ通貨ガ著シク下落セル今日ニ於テ一般的利害問題トシテ忽ニスル能ハザルモノト思量シ本會議ニ於テ慎重審議スベキモノナリト弁明スル処アリ河合委員モ英國委員ノ意見ヲ支持シ本件ニ関スル留保ヲ為シタリ

三、國際生産者協定ニ関スル問題

「デー」氏（米）ハ同國政府穀類ノ減產計劃ニ鑑ミ米國政府ハ本問題ニ對シ不尠興味ヲ感ジ其達成ニ協力ヲ厭ハザルベシト述べ

「タシナリ」氏（伊）ハ之ニ反シ經濟財政會議ノ議題トスベキ問題ニアラズ生産者ノ注意ニ委スベキモノナリト主張シ且工業國ハ工業品ニ對シ斯ル協定ヲ希望スルモ農業國ハ之ニ興味ヲ有セズ又農產品ニ對シ又工業筋ハ自然無関心ナルニ付キ一般的問題ニアラズト論ジ贊否自ラ分レ一致ヲ見ザル虞アリタリ

「サー フレデリック リースロス」氏（英）ハ國際生産者協定ニ對シ自國政府ハ多大ニ期待ヲ有シ特ニ最近造船並海運業ニ對シ多数国政府ハ多大ノ犠牲ヲ払ヒ自國ノ斯業ヲ援助シ非經濟的基礎ノ上ニ他國船ト競争ヲ刺戟スル等ノ事實アルヲ以テ英國トシテ同問題ニ對シ利害尠カラズ之ガ為曩ニ巴里ニ諸國船舶業者会合シ本件ニ關シ意見ノ交換ヲ行ヒタル次第モアリ斯業ニ關スル國際事業者協定ハ目下特ニ必要ナリト述べ

河合委員（日）ハ本問題ヲ本會議ノ議題トスルニハ異議ナキモ日本政府ノ政策モアリ倫敦ノ本會議ノ審議ニ讓ルト応酬シ置キタリ

四、原產地記票ニ關スル問題

原產地記票ニ關シポツセ氏（独）ハ詳細ニ亘ル修正案ヲ提出シタルガ「パルマンチエ」氏（仏）ハ他ノ重要問題ニ比シ權衡ヲ失スル嫌アリト述べ省略スベキモノナリト提議セルガ「ポツセ」氏（独）ハ原產地記票ノ制度ニ依リ獨乙商品ノ蒙ル不利益ノ顯著ナル事實ヲ指摘シ又英、仏、米ノ諸國ニ對スル通商ヲ障礙スル事項トシテ看過シ難ク、實ニ輸入禁止ニ等シキ制限ナリト各國委員ノ注意ヲ喚起シタルガ「サー フレデリック リースロス」氏（英）ハ「ポツセ」氏（独）

ハ原產地記票ノ弊ヲ余リニ過大視シ居ルト答ヘ例バ英獨貿易ニ於テ右ニ關スル英國ノ法令ハ獨乙品ニ何等ノ影響ヲ示シ居ラズト答ヘ又「タシナリ」氏（伊）ハ英國ノ主張ヲ支持シタリ

五、為替管理ニ關スル問題

為替管理ノ影響ニ關シ「ボツセ」氏（独）ハ自國ニ關スル限り全然通貨ノ安定ヲ保障スル作用ヲ為スニ止マリ通商ヲ制限スルコトナント主張シ今日迄通商ニ供セラル、為替ニ對シ寛大ナル措置ヲナシ來レル事實ヲ述ベタルガ「サー フレデリック リースロス」氏（英）ハ為替管理ハ仮ニ主タル目的ガ通貨ヲ安定セシムルニ在リトスルモ明ニ通商ノ自由ニ對シ一ツノ障礙タルヲ免レズト述べ獨乙ノ輸入統計ノ著シキ減少ハ其ノ一端ヲ物語ルモノニアラズヤト其ノ影響ヲ示シ為替管理ノ撤廃ヲ熱心ニ主張シタリ

第五章 関係文書ノ完成ト最終総会

一、既述ノ如ク一月十八日夕刻ニ至リ財政分科会及經濟分科会ノ夫々担当セル議題並説明書成立セルガ之ヨリ曩一月十一日「デー」氏（米）及「ベネテューチエ」氏（伊）ニ前文ノ起草ヲ又「サー フレデリック リースロス」氏（英）及「リスト」氏（仏）ニ會議ノ一般的計劃ニ關スル概説ノ起草ヲ委ネ置キタル處之亦出来セルヲ以テ之等ノ関係文書ヲ併セテ其形式ノ統一整理ヲ圖ル為「フォケ」氏（独）「リスト」氏（仏）「ベネテューチエ」氏（伊）「デー」氏（米）「サー フレデリック リースロス」氏（英）及「ランゲンホーヴェ」氏（白）ヨリ成ル Co-ordination Committee 設ケ右委員会ハ一月十八日夜九時半ヨリ会合協議シ又一方一月十九日午前ニハ準備委員会第五回總会ヲ開キテ議長ヨリ関係文書ノ形式ニ關スル諸員ノ意向ヲ求メタルガ結局特ニ著シク変更ヲ見タル点ナク更ニ前記 Co-ordination Committee 二於テ協議スルコト、ナリ同日午后ニ至リ関係文書即第一部甲前文乙、會議ノ一般的計劃内議題及第一部議題説明書ノ

完成ヲ見タルヲ以テ同日午后五時最終総会ヲ開キ之ヲ採決セリ

二、而シテ最終総会ニ於テハ関係文書第一部ノ謄写ニ当り生ジタル順序ノ誤ヲ訂正シ又多少字句ノ修正ヲ加ヘタルニ過ギザルモノ新聞紙ニ対スル発表問題ニ關聯シ議長ハ取敢ヘズ前文及會議ノ一般計劃概説ノ部分ヲ発表スベシト述ベタルニ対シ英國委員「サー フレデリック リースロス」氏ハ金本位復帰実行ノ為ニハ幾多財政經濟上ノ条件ヲ必要トすべク金本位復帰ハ經濟回復ノ端緒タラズシテ寧ロ其最終階梯ナリ」トノ趣旨ヲ第一部B會議ノ一般的計劃中金本位復帰ノ項ニ明記スルニ非レバ一部ノ書類ノミノ公表ハ誤リタル印象ヲ与フベシト為シ金本位復帰ノ諸条件ノ如キハ説明書中ニ記述セラレタレバナリト主張シタルニ対シ米國委員ハ特ニ「金本位復帰ハ經濟回復ノ端緒タラズシテ寧ロ其最終階梯ナリ」トノ趣旨ヲ記入スルコトニ反対シ結局英國委員主張ノ前段ノミヲ記入スルコト、ナリタリ

尚新聞公表ハ翌一月二十日トシテ関係文書全部同時ニ公表スルコト、ナリタリ英國政府ノ立場ヲ如実ニ示スモノトシテ注目ニ值スベシ

三、右関係文書採択ノ後議長ヨリ組織委員会議長ニ対スル関係文書ノ送付書ヲ採択セリ右送付書ニ於テハ同時ニ準備委員会ノ任務ハ一応完了セルモノト認ムルモ今後必要アル場合ニハ更ニ意見ヲ提出スルノ権利ヲ留保スル旨ヲ記シ居リ又國際商業會議所会頭ヨリ送付シ來レル仮覺書ヲモ廻付スル旨記シ居レリ

右ヲ以テ諸般議事終了シタルヲ以テ議長ヨリ諸員ノ勞ヲ謝シ尚聯盟書記局員ノ勞ヲ多トスル旨ノ挨拶アリ米國委員「デ」氏委員ヲ代表シテ議長ニ謝辞ヲ述べ茲ニ第二次会合ヲ終ヘタリ

編注一 本報告書は、本件會議のわが方委員である河合駐ポーランド公使および津島海外駐劄財務官が、昭和八年一月二十八日付で内田外務大臣に提出したものである。

編注二 本報告書原本には、付属書は添付されていない。

編注三 本報告書の原案には、「第六章 関係文書」として、来るべき本會議の議題およびその説明が付されていたが、最終的に

同章は「國際經濟財政會議註釈附議題案」（本巻所収）として別途印刷に付された。